

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	4
第5	物価及び生計費	4
第6	人事院の給与に関する報告、勧告	4
第7	むすび	
1	職員給与	
(1)	給料表	9
(2)	通勤手当	9
(3)	期末手当及び勤勉手当	10
(4)	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	10
2	公務員人事管理	
(1)	人材の確保・育成	10
(2)	人事評価制度	12
(3)	仕事と生活の両立支援	12
(4)	長時間労働の是正	13
(5)	心の健康づくり	14
(6)	ハラスメントの防止	15
(7)	定年引上げへの対応	15
(8)	公務員倫理の徹底	15
3	給与勧告実施の要請	16
別紙第2	勧告	18

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「令和 4 年職員給与実態調査」によると、職員の総数は 18,827 人であって、その平均年齢は 41.5 歳、平均経験年数は 18.9 年、また、男女別構成は男性 59.6%、女性 40.4%、学歴別構成は大学卒 85.8%、短大卒 3.6%、高校卒 10.6%、中学卒 0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料 346,463 円、扶養手当 9,513 円、地域手当 3,984 円、計 359,960 円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 250 の事業所を対象に、「令和 4 年職種別民間給与実態調査」を実施した。ただし、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。この調査では、公務と類似すると認められ

る職務に従事する者8,779人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、84.7%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で38.7%（昨年33.2%）、高校卒で25.4%（同28.0%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で28.5%（同20.8%）、高校卒で44.2%（同29.5%）となっており、大学卒で71.5%（同76.4%）、高校卒で55.8%（同70.5%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で200,354円（昨年199,247円）、高校卒で167,646円（同165,505円）となっている。

（資料第14表、第16表）

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.0%（昨年24.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.6%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は92.4%（昨年91.5%）となっているが、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.5%（同19.3%）、減額となっている事業所の割合は5.4%（同6.1%）となっている。

（資料第17表、第18表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均573円(0.15%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民間給与(A)	職員給与(B) (平均43.5歳)	較 差 (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
371,364円	370,791円	573円 (0.15%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.40月分に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.30月)と比較すると、職員の期末手当・勤勉手当が民間の特別給を0.10月分下回っている。

(資料第21表)

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{※1}を比較すると、職員では、平均年齢43.5歳で370,791円、国家公務員では、平均年齢42.7歳で405,049円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「令和4年国家公務員給与等実態調査(令和4年4月1日現在)」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

令和3年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{※2}は100.5（前年100.4）となっている。なお、全都道府県の平均は99.9（同100.0）となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

第5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で2.5%、岡山市で1.6%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で173,790円、3人世帯で192,910円、4人世帯で212,010円となっている。

（資料第25表、第26表）

第6 人事院の給与に関する報告、勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

改定に当たっては、優秀な人材確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層を対象とした改定を行うこととした。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

(2) 通勤手当

本委員会は、本年、離島に所在する公署について、職員の通勤実態等を把握するための現地調査を行い、高速船を利用する以外に通勤手段がなく、職員用公舎も老朽化などのため利用できない現状等を確認した。

こうした離島に所在する公署に勤務する場合であって、住居を得ることが著しく困難であり、高速船以外の通勤手段がないため、やむを得ず通常の運賃に加算される特別の料金等を負担する職員については、国家公務員の通勤手当制度を参考に、特別の料金等の負担を軽減するための措置を検討する必要がある。

(3) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることとする。支給月数の引上げ分について、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、令和5年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、能率的で活力がある公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートに向けて取り組むとしている。本委員会としても、今後、国や他の都道府県の動向を注視することとする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変動し、行政課題が複雑・多様化する一方、社会全体のデジタル化の進展など、公務を取り巻く環境が大きく変化している。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や頻発化・激甚化する自然災害など、県民の生活を脅かす深刻な事案も多く発生している。

こうした中であって、質の高い行政サービスを県民に提供し続けるためには、これまで経験したことのない課題に対しても、臨機応変で的確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材を継続的に確保し、育成することが、これまで以上に重要となっている。

しかし、近年、受験年齢層人口の減少などにより、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競合が激化しており、優秀な人材の確保がより難しい状況になっている。中でも、官民を問わず人材獲得競争が特に激しい技術職では、これまでの取組にもかかわらず、専門分

野の業務に支障をきたすことも懸念される状況が続いている。

本委員会は、これまでも新たな試験区分の創設や受験資格の拡大に加え、時間と場所の制約を受けずに参加できるオンライン説明会の開催や任命権者との連携による合格者の辞退防止を目的とした合格者交流会の実施、SNSを活用した情報発信などにも取り組んできた。

また、任命権者においても、体験を通じて公務への理解を深めるインターンシップの受入が行われている。

今後、こうした取組に加え、受験者の大多数が情報収集の手段としているホームページの更なる充実を図るなど、学生等の興味・関心を高めることにより説明会への参加者を増やし、受験者の確保につなげていく。

特に、技術職の受験希望者に対しては、仕事説明・座談会の拡充を図るとともに、学生等へのきめ細かい説明や募集活動を行うなど、任命権者と連携しながら、一層強力な人材確保の取組を進める必要がある。

また、職員一人ひとりがやりがいを持って職務を遂行し、生き生きと働くことができる職場であることを受験希望者に発信することで、より優秀で意欲のある人材確保につなげることができる。

このため、職場内の良好な人間関係や雰囲気づくりなどを含めた働きやすい職場環境整備に取り組むことも重要である。

障がい者の採用については、近年、任命権者においても積極的に採用を行ってきているところであるが、引き続き、各任命権者は、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等について検討していく必要がある。

人材育成については、各任命権者において研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

また、職場におけるOJTの推進等を通じて、人を育てる職場環境を整備するためには、引き続き、管理職等を対象としたマネジメント能力の向上を図る研修の充実に取り組むことも有効である。

女性活躍推進については、これまでの取組により、管理職に占める女性の割合は徐々に増加している。引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据

えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組が重要である。

(2) 人事評価制度

人事評価制度は、成績主義の原則に基づく人事管理の基礎となるものである。

今後、定年が段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、任命権者において、職員の能力及び実績を的確に判断・評価し、任用や給与等に適切に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。

また、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言を適切に行うことにより、人材育成につなげることも大切である。

このため、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者は、評価対象者と適切なコミュニケーションを図り業務の遂行状況を的確に把握した上で適正に評価を行うことが重要である。これにより、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう、引き続き、管理職員等の評価・育成能力の向上に向けた研修に取り組むことが重要である。

(3) 仕事と生活の両立支援

本県においては、これまで育児休業や介護休暇、不妊・不育治療に係る休暇等について逐次拡充が図られてきた。さらに、本年10月からは、地方公務員の育児休業等に関する法律を一部改正する法律が施行され、育児休業の取得回数制限が緩和されたほか、非常勤職員に係る育児休業の取得の柔軟化等の措置が講じられたところである。各任命権者においては、職員に対してワーク・ライフ・バランスへの一層の理解や年次有給休暇の取得、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促していくことが必要である。

また、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合うことができるよう、支援制度が利用しやすい雰囲気や職場内の良好な人間関係など働きやすい職場環境整備に取り組む必要がある。そうした

職場環境の実現は、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

なお、在宅勤務を含むテレワークや時差出勤など多様で柔軟な働き方は、育児や介護で時間的な制約がある職員などの能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものであるが、テレワークの実施には、ハード・ソフト両面での環境整備、勤務時間管理や業務中のコミュニケーションなど様々な課題があることから、引き続き課題解決への方策について検討していく必要がある。

(4) 長時間労働の是正

本県は、平成31年4月から、時間外勤務命令の上限規制を導入している。この制度においては、特例業務（大規模な災害への対応その他県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応する必要がある業務等）に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしているが、その場合、各任命権者は要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

令和3年度において上限を超えて時間外勤務を命じられた職員は、教育庁と警察本部において前年度より減少した。一方、知事部局では、新型コロナウイルス感染症対応業務を行う職場を中心に、機動的な人員配置や兼務、年度途中の配置換えによる増員等の対策を積極的に実施したものの、結果として特定業務（他律的業務及び特定の時期に集中して発生する業務をいう。）の比重が高い職場において、上限を超えた時間外勤務を行った職員が増加している。

特例業務に該当する時間外勤務命令は、制度上認められているものとはいえ、長時間の時間外勤務は、心身両面の負担が非常に大きいことから、管理監督者は、職員の健康管理に一層の注意を払うとともに、特定の職員に長時間勤務が集中しないよう、臨機応変に業務分担の見直しを行うなど負担の平準化を図る方策を積極的に講じる必要がある。

また、特例の適用は極めて限定的に判断し、真にやむを得ない場合に限るとともに、上限時間を超えて命じた要因の分析・検証に基づく対策を十分に講じる必要がある。

一方、教育委員会においては、平成29年度からの「働き方改革プラン」

に基づく取組に加え、現在は、本年3月に策定した「令和4～6年度学校における働き方改革重点取組」に基づき、時間外在校等時間の削減に取り組んでいる。

令和4年6月に実施した教職員勤務実態調査結果によれば、こうした取組により、令和元年6月と比べ時間外在校等時間は減少しているものの、県立高校における時間外在校等時間の平均は月53.9時間と前年同月より増加しており、平均でも月45時間を超える状況が続いている。これは、教育職員の心身の健康、効率的かつ充実した教育の質の維持、人材確保などにも影響する喫緊の課題である。

今後、個々の教育職員の時間外在校等時間の実態を十分に把握・分析した上で、上限の遵守に向けた個々の実態に即した実効性ある取組を、教育委員会と各学校の管理監督者が一丸となって、これまで以上に強力に進める必要がある。

各任命権者には、これらの上限規制の制度の趣旨を十分に理解し、管理監督者も含めた長時間労働の是正に向けて、業務の削減・合理化や業務配分の適正化を徹底した上で、業務量に応じた適正な執行体制を確保するといった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めるよう求めるものである。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康、公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、優秀な人材確保の観点からも、取り組むべき喫緊の課題である。各任命権者においては、是正に向け不断の努力を払い、更に強い姿勢で臨まなければならない。

(5) 心の健康づくり

心の健康の問題により、病気休暇を取得、又は長期間休職する状況にある職員は、依然として相当数に上る。心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。

特に昨年度は、心の健康の問題により病気休暇を取得した職員及び病気休職した職員が、ともに前年度より増加しており、新型コロナウイルス感染症への対応が長引く中、依然として職員の心身に大きな負荷がかかっていることも懸念される。

こうした状況を踏まえ、各任命権者は、職場環境や勤務実態の把握を通じて勤務状態の改善などの未然防止策に一層取り組むとともに、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努めることが必要である。また、一旦発症した職員が円滑に職場に復帰し、その後の再発を防止するため、関係機関等との連携の強化を図ることも重要である。

管理監督者には、自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めるなど、より積極的な取組が求められる。

(6) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に深い傷を負わせるだけではなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。

こうしたことを踏まえ、任命権者においては、管理監督者を含めた職員への研修等を通じてハラスメント行為の予防をはじめとした意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知等を行っている。引き続き、職員が相談しやすい体制整備など、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、強力に取り組む必要がある。

(7) 定年引上げへの対応

令和5年度からの段階的な定年引上げに向け、現在、関係条例や規則の改正など、必要な準備が進められている。

各任命権者においては、高齢期職員がその能力・経験を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できるよう、具体的な職務や人事管理の在り方について検討する必要がある。さらに、個々の職員が高齢期までを見据えたキャリア形成や働き方等の具体的なイメージを持てるよう、研修や情報提供を行うなど、引き続き制度の円滑な実施に向けて取り組むことも必要である。

(8) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然とし

て不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
等級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課 長
6級	本庁課長	係 長		
5級	副参事		係 長	課長代理
4級	主幹	係 長		
3級	主任		主 任	主 任
2級	主事技師	係 員		
1級			係 員	係 員

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分（特定幹部職員にあっては、1.25月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定幹部職員にあっては、0.6月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（特定幹部職員にあっては、1.2月分）とすること。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（特定幹部職員にあっては、0.575月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の
アについては令和4年12月1日から、第1の2のイについては、令和5年
4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	154,700	203,500	239,600	271,200	295,900	325,100	368,800	414,000	464,300
	2	155,800	205,300	241,200	272,900	298,100	327,300	371,400	416,400	467,400
	3	157,000	207,100	242,700	274,400	300,200	329,600	373,800	418,900	470,400
	4	158,100	208,800	244,200	276,200	302,200	331,800	376,400	421,300	473,400
	5	159,300	210,300	245,500	277,900	304,000	334,000	378,300	423,200	476,400
	6	160,400	212,100	247,100	279,700	306,000	336,000	380,800	425,500	479,400
	7	161,500	213,900	248,600	281,500	307,900	338,200	383,100	427,600	482,400
	8	162,600	215,700	250,100	283,500	310,100	340,400	385,600	429,800	485,500
	9	163,600	217,200	251,200	285,400	312,000	342,300	388,000	431,800	488,200
	10	165,000	219,000	252,700	287,400	314,300	344,500	390,700	433,900	491,300
	11	166,400	220,800	254,200	289,300	316,500	346,500	393,300	436,000	494,300
	12	167,700	222,500	255,500	291,200	318,800	348,700	396,000	438,100	497,400
	13	168,900	224,100	257,000	293,100	320,900	350,500	398,400	439,800	500,100
	14	170,400	226,000	258,200	294,900	323,000	352,500	400,700	441,600	502,400
	15	171,900	227,900	259,500	296,500	325,200	354,500	402,900	443,600	504,700
	16	173,500	229,800	260,700	298,500	327,300	356,500	405,300	445,600	507,000
	17	174,700	231,300	262,000	300,300	329,200	358,200	407,100	447,500	509,100
	18	176,100	233,000	263,400	302,300	331,200	360,200	409,100	449,300	510,500
	19	177,500	234,600	264,800	304,400	333,200	362,000	411,000	451,100	512,000
	20	178,900	236,100	266,300	306,400	335,200	363,900	412,800	452,800	513,400
	21	180,200	237,400	267,900	308,300	336,900	365,800	414,700	454,600	514,600
	22	182,700	239,000	269,600	310,400	339,000	367,700	416,500	456,100	516,000
	23	185,300	240,600	271,200	312,400	341,000	369,700	418,300	457,500	517,500
	24	187,900	242,100	272,800	314,500	343,100	371,600	420,200	459,000	519,000
	25	190,300	243,100	274,600	316,200	344,500	373,600	422,000	460,400	520,100
	26	192,000	244,600	276,400	318,300	346,400	375,500	423,500	461,700	521,200
	27	193,700	245,900	278,100	320,300	348,300	377,500	425,000	463,000	522,400
	28	195,400	247,100	279,800	322,300	350,200	379,500	426,600	464,200	523,600
	29	196,900	248,300	281,400	324,000	351,800	381,000	428,200	465,200	524,600
	30	198,600	249,300	283,100	326,000	353,700	382,800	429,500	465,900	525,500
	31	200,300	250,300	285,000	328,100	355,600	384,600	430,800	466,700	526,400
	32	201,900	251,300	286,700	330,200	357,400	386,200	432,000	467,400	527,300
	33	203,500	252,400	287,900	331,400	359,300	388,000	433,200	468,100	528,100
	34	204,900	253,300	289,600	333,400	361,100	389,400	434,500	468,900	529,000
	35	206,400	254,200	291,400	335,300	362,900	390,900	435,800	469,600	529,700
	36	207,800	255,200	293,300	337,400	364,600	392,500	437,000	470,200	530,200
	37	209,100	256,100	294,900	339,300	366,000	393,900	438,200	470,700	530,900
	38	210,400	257,400	296,600	341,200	367,300	395,100	439,000	471,300	531,500
	39	211,600	258,600	298,400	343,200	368,700	396,300	439,800	471,900	532,300
	40	212,900	259,900	300,200	345,100	370,100	397,400	440,600	472,500	532,900
	41	214,100	261,200	301,700	347,000	371,400	398,500	441,200	473,000	533,400
	42	215,400	262,600	303,400	348,900	372,300	399,700	441,900	473,500	
	43	216,600	263,800	304,900	350,700	373,400	400,900	442,600	473,900	
	44	217,800	265,000	306,500	352,600	374,500	402,000	443,300	474,200	
	45	218,900	266,100	308,100	354,100	375,300	402,700	444,100	474,500	
	46	220,200	267,300	309,800	355,500	376,200	403,400	444,900		
	47	221,400	268,700	311,400	357,000	377,100	404,100	445,300		
48	222,600	270,000	313,100	358,500	378,000	404,800	446,000			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	49	223,600	271,100	314,000	360,100	378,900	405,400	446,500		
	50	224,700	272,100	315,500	360,900	379,700	406,000	446,900		
	51	225,700	273,300	317,000	362,100	380,500	406,500	447,300		
	52	226,700	274,400	318,600	363,100	381,300	406,900	447,700		
	53	227,600	275,400	320,200	364,000	382,000	407,300	448,100		
	54	228,400	276,400	321,800	365,100	382,700	407,600	448,500		
	55	229,100	277,700	323,400	366,000	383,400	407,900	448,900		
	56	229,900	279,000	324,900	367,100	384,100	408,200	449,200		
	57	230,200	279,900	326,400	368,000	384,600	408,500	449,500		
	58	231,000	280,900	327,600	368,700	385,200	408,800	449,900		
	59	231,800	281,800	328,800	369,400	385,800	409,100	450,200		
	60	232,500	282,900	330,000	370,100	386,500	409,400	450,500		
	61	233,300	284,000	330,700	370,500	386,900	409,700	450,800		
	62	234,100	285,000	331,600	371,100	387,600	410,000			
	63	234,700	285,900	332,400	371,800	388,200	410,300			
	64	235,200	286,900	333,200	372,500	388,800	410,600			
	65	235,800	287,400	334,100	372,800	389,200	410,900			
	66	236,400	288,300	334,500	373,500	389,800	411,200			
	67	237,000	289,000	335,200	374,200	390,400	411,500			
	68	237,500	289,900	336,000	374,900	391,000	411,800			
	69	238,200	290,900	336,800	375,200	391,400	412,000			
	70	238,700	291,700	337,500	375,800	391,900	412,300			
	71	239,100	292,500	338,200	376,500	392,400	412,600			
	72	239,700	293,300	338,900	377,100	393,000	412,900			
	73	240,200	294,100	339,400	377,400	393,300	413,100			
	74	240,700	294,600	340,000	378,000	393,700	413,400			
	75	241,200	295,000	340,500	378,700	394,100	413,700			
	76	241,700	295,500	341,100	379,300	394,500	413,900			
	77	242,300	295,700	341,400	379,700	394,800	414,100			
	78	243,000	296,000	341,900	380,200	395,100	414,400			
	79	243,800	296,200	342,300	380,800	395,400	414,700			
	80	244,500	296,600	342,800	381,300	395,700	414,900			
	81	245,000	296,800	343,200	381,800	395,900	415,100			
	82	245,600	297,000	343,700	382,400	396,200	415,400			
	83	246,200	297,400	344,200	382,900	396,500	415,700			
	84	246,700	297,700	344,700	383,200	396,700	415,900			
	85	247,200	298,000	345,000	383,600	396,900	416,100			
	86	247,900	298,300	345,400	384,100	397,200				
	87	248,600	298,600	345,900	384,500	397,500				
	88	249,300	299,000	346,300	384,900	397,700				
	89	249,800	299,300	346,600	385,300	397,900				
	90	250,300	299,700	347,000	385,800	398,200				
	91	250,600	300,000	347,500	386,200	398,500				
	92	251,000	300,400	347,900	386,600	398,700				
	93	251,300	300,600	348,100	386,900	398,900				
	94		300,800	348,500						
	95		301,100	349,000						
	96		301,500	349,400						
	97		301,700	349,600						
	98		302,000	350,000						
	99		302,400	350,400						
	100		302,800	350,700						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	101	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	102		303,000	351,000						
	103		303,300	351,400						
	104		303,700	351,800						
	105		304,000	352,200						
	106		304,200	352,700						
	107		304,500	353,100						
	108		304,900	353,500						
	109		305,200	353,900						
	110		305,400	354,400						
	111		305,800	354,800						
	112		306,200	355,100						
	113		306,500	355,400						
	114		306,700	355,900						
	115		306,900							
	116		307,200							
	117		307,600							
	118		307,800							
	119		308,000							
	120		308,300							
	121		308,600							
	122		309,000							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,800							
再任用職員		191,000	218,800	261,100	280,500	295,600	321,000	362,700	395,800	446,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	179,400	195,300	220,500	259,800	302,400	327,100	353,900	389,000	429,100
	2	181,100	197,000	222,500	261,600	304,100	329,200	356,100	391,100	430,900
	3	182,900	198,800	224,500	263,400	305,800	331,200	358,400	392,900	432,800
	4	184,600	200,600	226,500	265,200	307,700	333,200	360,600	394,900	434,700
	5	186,100	202,500	228,400	266,900	309,300	335,300	362,600	396,500	436,100
	6	188,000	204,600	230,200	268,700	311,100	337,100	364,700	398,400	437,800
	7	189,800	206,800	232,200	270,500	313,100	338,900	366,900	400,100	439,400
	8	191,700	209,000	234,100	272,300	315,200	341,100	369,100	401,800	440,900
	9	193,400	211,100	236,100	273,500	317,000	342,800	370,800	403,400	442,500
	10	195,100	213,400	237,900	275,200	319,200	345,100	373,000	405,400	444,200
	11	196,800	215,900	239,700	276,600	321,300	347,300	375,000	407,400	445,800
	12	198,500	218,200	241,500	277,800	323,300	349,600	377,200	409,500	447,400
	13	200,200	220,300	243,100	279,100	325,300	351,600	379,000	411,200	448,500
	14	202,300	222,100	244,900	280,400	327,200	353,700	381,100	413,300	450,100
	15	204,300	223,900	246,700	281,400	328,900	355,900	383,100	415,300	451,900
	16	206,400	225,700	248,600	282,600	331,100	358,000	385,200	417,400	453,700
	17	208,500	227,500	250,100	283,300	332,800	360,000	386,800	419,100	455,300
	18	210,600	229,200	251,900	284,700	335,100	362,000	388,800	420,800	457,100
	19	212,900	231,000	253,700	286,000	337,200	364,000	390,700	422,500	458,900
	20	215,200	232,700	255,500	287,300	339,500	366,100	392,700	424,100	460,600
	21	217,400	234,400	257,200	288,600	341,400	367,800	394,400	425,800	462,200
	22	219,200	236,200	258,600	289,600	343,400	369,800	396,500	427,400	463,900
	23	220,900	238,000	260,100	290,900	345,500	371,600	398,600	428,800	465,500
	24	222,700	239,800	261,500	292,100	347,500	373,700	400,600	430,300	467,300
再任用職員以外の職員	25	224,400	241,300	262,600	293,100	349,400	375,400	402,300	431,600	468,800
	26	226,100	243,000	263,900	294,700	351,500	377,400	404,300	433,000	470,200
	27	227,900	244,600	265,300	296,400	353,400	379,400	406,400	434,500	471,700
	28	229,600	246,100	266,500	298,000	355,400	381,400	408,500	436,100	473,000
	29	231,400	247,300	267,400	299,900	357,200	383,200	410,000	437,400	474,200
	30	233,200	249,000	268,400	301,800	359,300	385,300	411,800	439,100	474,900
	31	235,000	250,700	269,600	303,500	361,100	387,400	413,500	440,800	475,600
	32	236,700	252,500	270,600	305,300	363,200	389,400	415,200	442,400	476,300
	33	238,300	254,100	271,100	306,900	364,600	391,300	416,900	443,800	476,800
	34	240,000	255,700	272,300	308,600	366,600	393,400	418,400	445,500	477,600
	35	241,600	257,300	273,300	310,400	368,500	395,500	420,000	447,200	478,300
	36	243,200	258,800	274,300	312,100	370,600	397,400	421,500	448,800	478,900
	37	244,400	260,000	275,100	313,800	372,500	399,100	422,800	450,200	479,200
	38	246,100	261,500	276,000	315,400	374,600	400,600	424,300	450,900	479,800
	39	247,800	262,800	277,000	317,300	376,600	401,900	425,800	451,600	480,300
	40	249,600	263,800	277,800	319,000	378,600	403,300	427,300	452,300	480,800
	41	251,200	264,800	278,800	320,400	380,600	404,500	428,800	452,700	481,300
	42	252,700	265,900	279,900	321,900	382,700	405,600	430,100	453,300	481,700
	43	254,200	266,900	280,900	323,800	384,800	406,600	431,400	454,000	482,100
	44	255,600	267,900	281,700	325,700	386,800	407,600	432,600	454,600	482,500
	45	256,600	268,500	282,800	327,400	388,500	408,800	433,600	455,400	482,800
	46	257,800	269,600	284,200	329,300	390,200	410,000	434,300	456,100	
	47	258,900	270,500	285,500	331,200	391,800	411,100	435,100	456,600	
	48	259,900	271,600	286,900	333,000	393,500	412,300	435,900	457,100	
	49	260,600	272,400	288,600	334,400	394,900	413,600	436,400	457,600	
	50	261,500	273,400	290,300	336,000	395,900	414,400	436,800	457,900	
	51	262,600	274,400	291,800	337,400	396,900	415,200	437,200	458,200	
	52	263,600	275,300	293,200	339,100	397,900	415,900	437,500	458,600	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	53	264,100	276,300	294,600	340,600	399,200	416,400	437,800	459,000	
	54	265,300	277,000	296,200	342,300	400,300	417,100	438,200	459,200	
	55	266,100	278,000	297,900	343,900	401,400	417,800	438,500	459,500	
	56	267,200	278,900	299,600	345,700	402,600	418,400	438,800	459,700	
	57	268,100	279,900	301,000	346,600	403,900	419,100	439,100	460,100	
	58	268,900	281,400	302,600	348,300	404,700	419,500	439,400	460,300	
	59	269,700	282,600	304,300	349,900	405,500	420,100	439,700	460,500	
	60	270,500	284,000	305,900	351,500	406,200	420,700	440,000	460,700	
	61	271,300	285,500	307,300	353,100	406,700	421,100	440,300	461,100	
	62	271,900	287,100	308,900	354,800	407,400	421,700	440,600		
	63	272,700	288,400	310,700	356,500	408,100	422,200	440,900		
	64	273,300	289,900	312,400	358,200	408,800	422,700	441,200		
	65	274,400	291,200	313,700	359,800	409,100	423,200	441,500		
	66	275,600	292,400	315,400	361,400	409,800	423,800	441,800		
	67	276,600	293,900	316,800	363,000	410,500	424,200	442,100		
	68	277,500	295,300	318,500	364,600	411,100	424,700	442,400		
	69	278,600	296,800	319,900	365,800	411,500	425,100	442,600		
	70	280,000	298,200	321,300	367,200	412,000	425,400	442,900		
	71	281,200	299,700	322,600	368,500	412,600	425,700	443,200		
	72	282,500	301,000	324,100	369,900	413,100	426,000	443,500		
	73	283,500	302,200	324,800	371,100	413,600	426,300	443,700		
	74	284,700	303,500	326,400	372,300	414,000	426,600	444,000		
	75	286,100	305,000	327,900	373,600	414,500	426,900	444,300		
	76	287,300	306,500	329,600	374,900	415,000	427,200	444,600		
	77	288,400	307,400	331,400	376,200	415,500	427,400	444,800		
	78	289,600	308,900	333,100	377,400	416,000	427,700	445,100		
	79	290,700	310,100	334,700	378,600	416,600	428,000	445,400		
	80	291,400	311,600	336,300	379,800	417,100	428,300	445,700		
	81	292,500	312,900	338,000	381,000	417,500	428,500	445,900		
	82	293,600	314,300	339,700	382,200	418,100	428,800	446,200		
	83	294,900	315,400	341,300	383,300	418,600	429,100	446,500		
	84	296,200	316,800	343,000	384,500	418,800	429,300	446,800		
	85	297,300	317,700	344,400	385,600	419,100	429,500	447,000		
	86	298,500	319,200	345,900	386,200	419,600	429,800			
	87	299,400	320,500	347,400	386,700	419,900	430,100			
	88	300,600	322,000	348,900	387,300	420,200	430,300			
	89	301,600	323,500	350,200	387,900	420,500	430,500			
	90	302,800	325,000	351,400	388,500	420,900	430,800			
	91	303,900	326,400	352,700	389,100	421,300	431,100			
	92	305,100	327,900	354,000	389,700	421,700	431,300			
	93	305,600	329,200	355,400	390,000	422,000	431,500			
	94	306,900	330,500	356,900	390,500					
	95	308,000	331,900	358,400	391,100					
	96	309,300	333,200	359,900	391,600					
	97	310,400	334,400	361,200	392,000					
	98	311,600	335,700	362,400	392,400					
	99	312,800	337,000	363,500	393,000					
	100	314,000	338,300	364,700	393,500					
	101	315,200	339,700	365,800	393,900					
	102	316,200	340,600	366,900	394,400					
	103	317,300	341,700	368,000	395,000					
	104	318,300	342,900	369,200	395,500					

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	105	319,100	344,000	370,400	395,800					
	106	319,700	345,100	370,900	396,200					
	107	320,300	346,100	371,500	396,700					
	108	321,000	347,200	372,100	397,000					
	109	321,500	348,400	372,700	397,300					
	110	322,000	349,400	373,200	397,800					
	111	322,500	350,400	373,700	398,300					
	112	323,100	351,300	374,200	398,800					
	113	323,900	352,200	374,600	399,100					
	114	324,600	353,100	375,000	399,600					
	115	325,300	354,100	375,600	400,100					
	116	326,000	355,100	376,100	400,600					
	117	326,600	356,100	376,500	400,900					
	118	327,400	356,600	377,000	401,400					
	119	328,100	357,200	377,600	401,900					
	120	328,900	357,800	378,100	402,400					
	121	329,500	358,100	378,300	402,800					
	122	329,800	358,500	378,800	403,300					
	123	330,300	359,000	379,300	403,700					
	124	330,800	359,400	379,700	404,200					
	125	331,100	359,800	380,200	404,600					
	126		360,200	380,700						
	127		360,700	381,200						
	128		361,100	381,700						
	129		361,500	382,000						
130		361,900	382,500							
131		362,300	383,000							
132		362,700	383,500							
133		362,900	383,800							
134		363,400	384,300							
135		363,800	384,700							
136		364,100	385,100							
137		364,400	385,400							
138		364,800	385,900							
139		365,300	386,400							
140		365,800	386,900							
141		366,100	387,200							
142		366,600								
143		367,100								
144		367,600								
145		367,900								
再任用職員		245,100	257,000	261,200	294,900	311,400	325,500	349,000	384,200	415,800

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,200	212,700	273,100	337,800	423,200
	2	170,700	214,400	275,500	340,000	425,000
	3	172,200	216,000	277,800	342,100	426,800
	4	173,700	217,700	280,000	344,100	428,500
	5	175,400	219,600	282,400	346,200	430,000
	6	177,300	221,200	284,700	348,000	431,500
	7	179,100	222,900	286,900	349,900	433,400
	8	180,900	224,500	289,000	352,100	435,300
	9	182,600	226,200	291,100	353,800	437,100
	10	184,700	228,100	293,400	355,900	438,900
	11	186,800	229,900	295,700	358,000	440,800
	12	188,700	231,700	297,800	360,100	442,600
	13	190,600	233,200	300,200	362,200	444,300
	14	192,700	235,200	302,000	364,200	446,200
	15	194,900	237,200	303,900	366,200	448,000
	16	197,100	239,200	305,600	368,200	449,900
	17	199,300	240,900	307,400	369,800	451,600
	18	201,600	243,600	309,700	371,700	453,400
	19	204,200	246,300	311,900	373,500	455,200
	20	206,500	249,000	314,300	375,500	457,000
	21	208,900	251,700	316,500	377,100	458,600
	22	210,500	254,600	318,900	379,000	460,300
	23	212,200	257,400	321,100	380,800	462,200
	24	213,900	260,100	323,700	382,700	463,900
	25	215,500	262,500	326,100	384,000	465,600
	26	217,000	265,000	328,400	385,800	467,200
	27	218,600	267,500	330,600	387,600	468,800
	28	220,100	269,700	332,700	389,500	470,300
	29	221,600	272,200	334,800	391,300	471,800
	30	223,300	274,500	336,400	393,200	473,100
	31	225,000	276,700	338,100	395,100	474,400
	32	226,700	278,800	340,300	397,100	475,700
	33	228,000	280,900	342,100	398,800	476,900
	34	229,800	283,100	344,200	400,500	477,600
	35	231,500	285,200	346,300	402,100	478,300
	36	233,100	287,100	348,300	403,900	479,000
	37	234,600	289,400	350,400	405,100	479,600
	38	236,400	291,100	352,500	406,600	
	39	238,200	293,000	354,700	408,000	
	40	240,000	294,800	356,800	409,400	
	41	241,800	296,200	358,700	411,100	
	42	243,600	298,300	360,800	412,500	
	43	245,400	300,300	362,700	413,800	
44	247,100	302,500	364,800	415,300		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	248,200	304,500	366,600	416,900	
	46	249,800	306,900	368,600	418,200	
	47	251,100	309,100	370,500	419,700	
	48	252,200	311,700	372,500	421,300	
	49	253,500	313,900	374,100	423,000	
	50	254,900	316,300	375,900	424,400	
	51	256,100	318,600	377,800	426,000	
	52	257,500	320,800	379,800	427,500	
	53	258,600	322,900	381,600	429,200	
	54	259,800	324,700	383,400	430,700	
	55	261,100	326,400	385,200	432,300	
	56	262,100	328,600	386,900	433,900	
	57	263,400	330,500	388,400	435,400	
	58	264,100	332,600	390,000	436,900	
	59	265,200	334,700	391,700	438,100	
	60	266,200	336,700	393,400	439,300	
	61	267,300	338,800	394,600	440,500	
	62	268,200	340,900	396,000	441,800	
	63	269,300	343,100	397,400	443,100	
	64	270,100	345,300	398,700	444,300	
	65	271,400	347,000	400,100	445,500	
	66	272,800	349,200	401,300	446,700	
	67	274,200	351,200	402,700	447,900	
	68	275,800	353,400	404,100	449,100	
	69	277,100	355,200	405,400	450,300	
	70	278,400	357,100	406,700	451,500	
	71	279,700	359,100	408,100	452,700	
	72	281,000	361,100	409,400	453,900	
	73	282,000	362,700	410,700	455,000	
	74	283,200	364,600	412,100	455,600	
	75	284,600	366,400	413,500	456,100	
	76	285,800	368,300	414,800	456,600	
	77	286,700	370,100	416,000	457,100	
	78	287,700	371,800	417,200		
	79	288,900	373,500	418,500		
	80	290,100	375,100	419,900		
	81	291,200	376,600	421,200		
	82	292,400	378,100	422,400		
	83	293,600	379,600	423,400		
	84	294,800	381,000	424,600		
	85	295,800	382,100	425,800		
	86	296,900	383,500	427,000		
	87	297,900	384,900	428,200		
	88	299,100	386,200	429,200		
	89	300,200	387,500	430,300		
	90	301,300	388,800	431,300		
	91	302,500	390,000	432,300		
	92	303,700	391,300	433,300		

再任
用職
員以
外の
職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	304,200	392,600	434,200		
	94	305,200	393,700	435,000		
	95	306,300	395,000	435,800		
	96	307,500	396,200	436,600		
	97	308,500	397,600	437,400		
	98	309,600	398,600	437,800		
	99	310,600	399,700	438,200		
	100	311,700	400,700	438,600		
	101	312,600	401,600	439,000		
	102	313,700	402,600	439,300		
	103	314,800	403,700	439,600		
	104	315,800	404,800	439,900		
	105	316,400	405,500	440,200		
	106	317,300	406,400	440,500		
	107	318,100	407,300	440,800		
	108	318,900	408,200	441,000		
	109	319,800	409,000	441,200		
	110	320,200	409,900			
	111	320,600	410,700			
	112	321,100	411,500			
	113	321,700	412,100			
	114	322,100	412,800			
	115	322,600	413,500			
	116	323,100	414,200			
	117	323,700	414,800			
	118	324,200	415,300			
	119	324,600	415,700			
	120	325,100	416,100			
	121	325,600	416,500			
	122	326,000	416,800			
	123	326,500	417,100			
	124	327,000	417,300			
	125	327,600	417,500			
	126	327,900	417,800			
	127	328,200	418,100			
	128	328,500	418,300			
	129	328,700	418,500			
	130	329,000	418,800			
	131	329,300	419,100			
132	329,600	419,300				
133	329,800	419,500				
134	330,000	419,800				
135	330,200	420,100				
136	330,500	420,300				
137	330,800	420,500				
138	331,000	420,800				
139	331,300	421,100				
140	331,600	421,300				

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	141	331,800	421,500			
	142	332,000	421,800			
	143	332,300	422,100			
	144	332,500	422,300			
	145	332,800	422,500			
	146	333,000				
	147	333,300				
	148	333,600				
	149	333,800				
	150	334,000				
	151	334,300				
	152	334,600				
153	334,800					
再任 用職 員		239,500	280,600	309,300	337,400	421,500

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,200	185,200	273,100	301,600	413,000
	2	170,700	187,300	275,500	304,200	414,500
	3	172,200	189,400	277,800	307,000	416,000
	4	173,700	191,600	280,000	309,400	417,500
	5	175,400	193,700	282,400	311,900	418,900
	6	177,300	195,700	284,700	314,000	420,300
	7	179,100	197,800	286,900	316,300	421,800
	8	180,900	199,900	289,000	318,400	423,400
	9	182,600	202,200	291,100	320,500	424,800
	10	184,700	204,800	293,400	322,800	426,200
	11	186,800	207,500	295,700	325,200	427,600
	12	188,700	210,100	297,800	327,700	428,900
	13	190,600	212,700	300,200	330,100	430,200
	14	192,700	214,400	302,000	332,000	431,600
	15	194,900	216,000	303,900	333,900	433,000
	16	197,100	217,700	305,600	336,000	434,400
	17	199,300	219,600	307,400	337,800	435,600
	18	201,600	221,200	309,700	340,000	436,900
	19	204,100	222,900	311,900	342,100	438,100
	20	206,500	224,500	314,300	344,100	439,400
	21	208,900	226,200	316,500	346,200	440,500
	22	210,500	228,100	318,900	348,000	441,700
	23	212,200	229,900	321,100	349,900	443,000
	24	213,900	231,700	323,700	352,100	444,300
	25	215,500	233,200	326,100	353,800	445,600
	26	216,900	235,200	328,400	355,600	446,800
	27	218,500	237,200	330,600	357,500	447,800
	28	220,000	239,200	332,700	359,400	448,900
	29	221,500	240,900	334,800	361,200	450,100
	30	223,200	243,600	336,400	363,000	450,900
	31	224,800	246,300	338,100	364,700	451,700
	32	226,500	249,000	340,300	366,600	452,600
	33	227,800	251,700	342,100	367,900	453,500
	34	229,500	254,600	344,200	369,600	454,000
	35	231,100	257,400	346,300	371,100	454,500
	36	232,600	260,100	348,300	372,900	455,000
	37	234,000	262,500	350,300	374,800	455,500
	38	235,700	265,000	352,200	376,300	
	39	237,400	267,500	354,200	377,600	
	40	239,100	269,700	356,100	379,200	
	41	240,800	272,200	357,600	380,300	
	42	242,600	274,500	359,400	381,700	
	43	244,400	276,700	361,000	383,100	
44	246,100	278,800	362,700	384,600		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	247,700	280,900	364,500	386,000	
	46	249,300	283,100	366,200	387,600	
	47	250,700	285,200	367,500	389,200	
	48	252,000	287,100	369,100	390,700	
	49	253,100	289,400	370,300	392,100	
	50	254,400	291,100	371,800	393,600	
	51	255,800	293,000	373,400	395,100	
	52	256,900	294,800	375,000	396,500	
	53	258,000	296,200	376,400	397,700	
	54	259,400	298,300	377,900	399,000	
	55	260,400	300,300	379,400	400,100	
	56	261,400	302,500	380,900	401,200	
	57	262,600	304,500	382,400	402,600	
	58	263,600	306,900	383,800	403,800	
	59	264,700	309,100	385,200	405,000	
	60	265,700	311,700	386,500	406,300	
	61	266,900	313,900	387,400	407,500	
	62	267,600	316,300	388,600	408,500	
	63	268,500	318,600	389,800	409,900	
	64	269,100	320,800	390,900	411,200	
	65	270,100	322,900	391,800	412,400	
	66	271,500	324,700	393,000	413,500	
	67	272,600	326,400	394,000	414,700	
	68	273,900	328,600	395,100	415,800	
	69	275,400	330,500	396,300	416,800	
	70	276,900	332,600	397,300	418,000	
	71	278,200	334,700	398,400	419,200	
	72	279,600	336,700	399,600	420,400	
	73	280,400	338,800	400,600	421,000	
	74	281,400	340,900	401,700	421,800	
	75	282,700	343,100	402,800	422,500	
	76	283,900	345,300	403,900	423,000	
	77	285,100	347,000	404,800	423,300	
	78	286,100	348,900	405,700	423,700	
	79	287,300	350,600	406,700	424,100	
	80	288,200	352,400	407,700	424,500	
	81	289,400	354,200	408,500	424,800	
	82	290,200	356,000	409,300	425,200	
	83	291,400	357,400	410,000	425,600	
	84	292,600	359,200	410,800	425,900	
	85	293,500	360,400	411,500	426,200	
86	294,400	362,000	412,300	426,600		
87	295,100	363,500	413,000	427,000		
88	296,100	365,000	413,700	427,300		
89	297,100	366,300	414,300	427,600		
90	298,000	367,600	415,000	427,900		
91	298,900	369,000	415,500	428,200		
92	299,700	370,400	416,200	428,400		

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	300,000	371,900	416,600	428,600	
	94	300,700	373,200	417,000		
	95	301,400	374,500	417,300		
	96	302,200	375,700	417,600		
	97	303,000	376,700	417,900		
	98	303,800	377,700	418,200		
	99	304,600	378,700	418,500		
	100	305,300	379,700	418,700		
	101	306,200	380,600	418,900		
	102	306,700	381,600	419,200		
	103	307,200	382,600	419,500		
	104	307,700	383,600	419,700		
	105	307,900	384,400	419,900		
	106	308,300	385,300	420,200		
	107	308,600	386,200	420,500		
	108	308,800	387,200	420,700		
	109	309,000	388,000	420,900		
	110	309,200	389,000			
	111	309,500	390,000			
	112	309,800	391,000			
	113	310,000	391,600			
	114	310,200	392,500			
	115	310,400	393,400			
	116	310,700	394,300			
	117	311,000	395,100			
	118	311,300	395,800			
	119	311,600	396,600			
	120	311,900	397,400			
	121	312,100	398,000			
	122	312,300	398,800			
	123	312,500	399,500			
	124	312,800	400,200			
	125	313,100	400,800			
	126		401,500			
	127		402,000			
	128		402,600			
	129		403,300			
	130		403,900			
	131		404,400			
132		404,900				
133		405,200				
134		405,500				
135		405,800				
136		406,100				
137		406,400				
138		406,700				
139		407,000				
140		407,300				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		407,600			
	142		407,900			
	143		408,200			
	144		408,500			
	145		408,700			
	146		409,000			
	147		409,300			
	148		409,500			
	149		409,700			
	150		410,000			
	151		410,300			
	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
157		411,700				
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,200	185,200	273,100	301,600	413,000
	2	170,700	187,300	275,500	304,200	414,500
	3	172,200	189,400	277,800	307,000	416,000
	4	173,700	191,600	280,000	309,400	417,500
	5	175,400	193,700	282,400	311,900	418,900
	6	177,300	195,700	284,700	314,000	420,300
	7	179,100	197,800	286,900	316,300	421,800
	8	180,900	199,900	289,000	318,400	423,400
	9	182,600	202,200	291,100	320,500	424,800
	10	184,700	204,800	293,400	322,800	426,200
	11	186,800	207,500	295,700	325,200	427,600
	12	188,700	210,100	297,800	327,700	428,900
	13	190,600	212,700	300,200	330,100	430,200
	14	192,700	214,400	302,000	332,000	431,600
	15	194,900	216,000	303,900	333,900	433,000
	16	197,100	217,700	305,600	336,000	434,400
	17	199,300	219,600	307,400	337,800	435,600
	18	201,600	221,200	309,700	340,000	436,900
	19	204,100	222,900	311,900	342,100	438,100
	20	206,500	224,500	314,300	344,100	439,400
	21	208,900	226,200	316,500	346,200	440,500
	22	210,500	228,100	318,900	348,000	441,700
	23	212,200	229,900	321,100	349,900	443,000
	24	213,900	231,700	323,700	352,100	444,300
	25	215,500	233,200	326,100	353,800	445,600
	26	216,900	235,200	328,400	355,600	446,800
	27	218,500	237,200	330,600	357,500	447,800
	28	220,000	239,200	332,700	359,400	448,900
	29	221,500	240,900	334,800	361,200	450,100
	30	223,200	243,600	336,400	363,000	450,900
	31	224,800	246,300	338,100	364,700	451,700
	32	226,500	249,000	340,300	366,600	452,600
	33	227,800	251,700	342,100	367,900	453,500
	34	229,500	254,600	344,200	369,600	454,000
	35	231,100	257,400	346,300	371,100	454,500
	36	232,600	260,100	348,300	372,900	455,000
	37	234,000	262,500	350,300	374,800	455,500
	38	235,700	265,000	352,200	376,300	
	39	237,400	267,500	354,200	377,600	
	40	239,100	269,700	356,100	379,200	
	41	240,800	272,200	357,600	380,300	
	42	242,600	274,500	359,400	381,700	
	43	244,400	276,700	361,000	383,100	
44	246,100	278,800	362,700	384,600		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	247,700	280,900	364,500	386,000	
	46	249,300	283,100	366,200	387,600	
	47	250,700	285,200	367,500	389,200	
	48	252,000	287,100	369,100	390,700	
	49	253,100	289,400	370,300	392,100	
	50	254,400	291,100	371,800	393,600	
	51	255,800	293,000	373,400	395,100	
	52	256,900	294,800	375,000	396,500	
	53	258,000	296,200	376,400	397,700	
	54	259,400	298,300	377,900	399,000	
	55	260,400	300,300	379,400	400,100	
	56	261,400	302,500	380,900	401,200	
	57	262,600	304,500	382,400	402,600	
	58	263,600	306,900	383,800	403,800	
	59	264,700	309,100	385,200	405,000	
	60	265,700	311,700	386,500	406,300	
	61	266,900	313,900	387,400	407,500	
	62	267,600	316,300	388,600	408,500	
	63	268,500	318,600	389,800	409,900	
	64	269,100	320,800	390,900	411,200	
	65	270,100	322,900	391,800	412,400	
	66	271,500	324,700	393,000	413,500	
	67	272,600	326,400	394,000	414,700	
	68	273,900	328,600	395,100	415,800	
	69	275,400	330,500	396,300	416,800	
	70	276,900	332,600	397,300	418,000	
	71	278,200	334,700	398,400	419,200	
	72	279,600	336,700	399,600	420,400	
	73	280,400	338,800	400,600	421,000	
	74	281,400	340,900	401,700	421,800	
	75	282,700	343,100	402,800	422,500	
	76	283,900	345,300	403,900	423,000	
	77	285,100	347,000	404,800	423,300	
	78	286,100	348,900	405,700	423,700	
	79	287,300	350,600	406,700	424,100	
	80	288,200	352,400	407,700	424,500	
	81	289,400	354,200	408,500	424,800	
	82	290,200	356,000	409,300	425,200	
	83	291,400	357,400	410,000	425,600	
	84	292,600	359,200	410,800	425,900	
	85	293,500	360,400	411,500	426,200	
	86	294,400	362,000	412,300	426,600	
	87	295,100	363,500	413,000	427,000	
	88	296,100	365,000	413,700	427,300	
	89	297,100	366,300	414,300	427,600	
	90	298,000	367,600	415,000	427,900	
	91	298,900	369,000	415,500	428,200	
92	299,700	370,400	416,200	428,400		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	300,000	371,900	416,600	428,600	
	94	300,700	373,200	417,000		
	95	301,400	374,500	417,300		
	96	302,200	375,700	417,600		
	97	303,000	376,700	417,900		
	98	303,800	377,700	418,200		
	99	304,600	378,700	418,500		
	100	305,300	379,700	418,700		
	101	306,200	380,600	418,900		
	102	306,700	381,600	419,200		
	103	307,200	382,600	419,500		
	104	307,700	383,600	419,700		
	105	307,900	384,400	419,900		
	106	308,300	385,300	420,200		
	107	308,600	386,200	420,500		
	108	308,800	387,200	420,700		
	109	309,000	388,000	420,900		
	110	309,200	389,000			
	111	309,500	390,000			
	112	309,800	391,000			
	113	310,000	391,600			
	114	310,200	392,500			
再任 用職 員以 外の 職員	115	310,400	393,400			
	116	310,700	394,300			
	117	311,000	395,100			
	118	311,300	395,800			
	119	311,600	396,600			
	120	311,900	397,400			
	121	312,100	398,000			
	122	312,300	398,800			
	123	312,500	399,500			
	124	312,800	400,200			
	125	313,100	400,800			
	126		401,500			
	127		402,000			
	128		402,600			
129		403,300				
130		403,900				
131		404,400				
132		404,900				
133		405,200				
134		405,500				
135		405,800				
136		406,100				
137		406,400				
138		406,700				
139		407,000				
140		407,300				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		407,600			
	142		407,900			
	143		408,200			
	144		408,500			
	145		408,700			
	146		409,000			
	147		409,300			
	148		409,500			
	149		409,700			
	150		410,000			
	151		410,300			
	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
157		411,700				
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,000	204,000	289,300	338,100	394,100
	2	156,100	206,700	291,700	340,300	397,000
	3	157,300	209,100	294,000	342,300	399,600
	4	158,400	211,600	296,300	344,200	402,400
	5	159,600	214,100	298,600	345,900	404,500
	6	160,900	216,400	300,500	347,600	407,200
	7	162,200	218,600	302,500	349,300	409,900
	8	163,500	220,800	304,200	351,200	412,600
	9	164,500	222,900	306,000	352,900	415,100
	10	166,300	225,200	308,400	354,900	417,700
	11	167,900	227,700	310,700	357,000	420,400
	12	169,500	230,000	313,200	358,900	423,200
	13	170,900	231,900	315,300	360,900	425,800
	14	172,900	234,300	317,700	362,800	428,500
	15	174,800	236,800	320,100	364,600	431,300
	16	176,800	239,200	322,800	366,500	434,000
	17	178,400	241,300	325,200	368,200	436,500
	18	180,500	244,100	327,400	370,100	439,100
	19	182,700	247,000	329,400	371,800	441,600
	20	184,700	249,800	331,400	373,800	444,200
	21	186,800	252,200	333,500	375,300	446,700
	22	189,000	254,800	335,100	377,300	449,300
	23	191,300	257,200	336,600	379,000	451,900
	24	193,500	259,900	338,600	380,900	454,400
	25	195,500	262,400	340,500	382,300	456,600
	26	197,800	264,800	342,400	384,000	458,900
	27	199,900	267,100	344,200	385,900	461,400
	28	202,000	269,200	346,000	387,800	463,900
	29	204,100	271,700	347,900	389,500	466,400
	30	205,600	273,800	349,600	391,400	468,900
	31	207,400	275,700	351,100	393,300	471,400
	32	209,100	277,700	352,800	395,200	473,900
	33	210,800	279,400	354,000	396,800	476,200
	34	212,700	281,400	355,400	398,600	478,600
	35	214,600	283,400	356,700	400,200	481,000
	36	216,400	285,200	358,200	402,000	483,500
	37	217,900	287,100	359,400	403,200	485,900
	38	219,800	288,200	360,800	404,700	488,400
	39	221,700	289,400	362,000	406,100	490,800
	40	223,600	290,600	363,400	407,500	493,300
	41	225,300	291,800	364,100	408,900	495,600
	42	227,200	292,500	365,200	410,200	497,800
	43	229,100	293,100	366,400	411,700	500,000
	44	231,000	293,800	367,500	413,300	502,200
	45	232,600	294,500	368,600	414,700	503,900
	46	234,400	295,600	369,800	415,900	505,400
	47	236,100	296,700	371,100	417,500	507,000
48	237,900	297,800	372,200	419,100	508,500	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	49	239,500	299,000	373,300	420,400	510,200
	50	241,300	300,200	374,600	421,800	511,600
	51	243,000	301,200	375,900	423,300	513,000
	52	244,600	302,100	377,200	424,700	514,500
	53	245,900	303,200	377,900	426,100	515,600
	54	247,600	304,200	378,900	427,500	516,800
	55	249,200	305,500	379,800	428,900	518,000
	56	250,700	306,600	380,800	430,300	519,200
	57	251,900	307,100	381,600	431,400	520,100
	58	253,100	307,900	382,400	432,700	521,100
	59	254,000	309,100	383,100	434,100	522,100
	60	254,900	310,200	383,800	435,400	523,100
	61	255,900	311,100	384,400	436,200	524,200
	62	256,800	312,200	385,100	437,100	525,100
	63	257,700	313,300	386,000	438,100	525,800
	64	258,600	314,400	386,900	439,000	526,500
	65	259,500	315,200	387,500	439,900	527,300
	66	260,400	316,300	388,300	440,700	528,100
	67	261,200	317,200	389,100	441,300	528,900
	68	261,800	318,200	389,900	442,100	529,700
	69	262,600	319,200	390,500	442,500	530,400
	70	263,900	320,200	391,200	443,100	531,200
	71	265,200	321,300	391,900	443,600	532,000
	72	266,400	322,400	392,600	444,100	532,800
	73	267,700	322,900	393,300	444,600	533,500
	74	269,100	323,900	393,900		
	75	270,300	325,000	394,500		
	76	271,300	326,100	395,200		
	77	272,300	327,200	395,900		
	78	273,400	328,200	396,500		
79	274,700	329,100	397,100			
80	275,800	330,000	397,700			
81	277,000	331,100	398,300			
82	278,200	331,900	398,900			
83	279,400	332,600	399,500			
84	280,400	333,400	400,100			
85	281,500	333,900	400,600			
86	282,500	334,400	401,100			
87	283,800	334,900	401,600			
88	285,000	335,400	402,300			
89	285,800	335,700	402,700			
90	287,000	336,200				
91	288,000	336,700				
92	289,200	337,200				
93	290,100	337,500				
94	291,100	337,900				
95	292,100	338,400				
96	293,100	338,900				

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	97	293,400	339,400			
	98	294,300	339,900			
	99	295,000	340,400			
	100	295,900	340,900			
	101	296,800	341,400			
	102	297,500	341,900			
	103	298,200	342,400			
	104	298,900	342,900			
	105	299,600	343,400			
	106	300,100	343,800			
	107	300,600	344,300			
	108	301,100	344,700			
	109	301,300	345,200			
	110	301,700	345,600			
	111	302,000	346,100			
	112	302,300	346,500			
	113	302,600	347,000			
	114	302,900	347,400			
	115	303,200	347,900			
	116	303,500	348,300			
	117	303,800	348,800			
118	304,200	349,200				
119	304,500	349,600				
120	304,900	350,000				
121	305,200	350,400				
再任用職員		221,100	264,000	288,800	331,200	389,700

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	259,200	343,300	404,200	475,400
	2	261,700	346,300	406,900	477,700
	3	264,200	349,000	409,300	479,900
	4	266,700	351,800	411,800	482,200
	5	268,800	354,500	414,000	484,400
	6	272,600	357,400	416,300	486,600
	7	276,400	360,400	418,400	488,800
	8	280,100	363,100	421,000	491,000
	9	283,700	365,500	423,200	493,000
	10	287,700	368,000	425,900	495,100
	11	291,700	370,600	428,500	497,200
	12	295,600	373,300	431,200	499,300
	13	299,200	376,200	433,600	501,400
	14	303,200	379,600	436,100	503,500
	15	307,100	382,500	438,500	505,600
	16	310,800	386,000	441,000	507,700
	17	314,400	389,400	443,000	509,800
	18	317,900	391,900	445,400	511,800
	19	321,400	394,200	447,700	513,800
	20	324,900	396,600	450,100	515,800
	21	328,300	399,100	451,600	517,600
	22	331,900	401,300	454,000	519,400
	23	335,200	403,200	456,300	521,300
	24	338,400	405,500	458,600	523,200
	25	341,900	407,500	460,600	524,900
	26	344,300	409,800	462,900	526,700
	27	346,900	412,000	465,100	528,500
	28	349,200	414,300	467,400	530,300
	29	351,400	416,600	469,500	531,900
	30	353,100	418,700	471,800	533,700
	31	354,800	420,700	474,100	535,500
	32	356,700	422,800	476,300	537,300
	33	358,900	424,700	478,300	538,900
	34	361,100	426,500	480,400	540,700
	35	363,100	428,300	482,500	542,400
	36	365,300	430,300	484,600	544,200
	37	367,400	432,200	486,700	545,800
	38	369,700	434,200	488,500	547,400
	39	371,700	436,100	490,300	548,800
	40	373,500	438,100	492,100	550,400
	41	375,500	439,900	493,800	551,900
	42	376,500	441,700	495,600	553,300
	43	377,300	443,400	497,400	554,700
	44	378,700	445,200	499,200	556,100
	45	379,900	447,000	500,800	557,300
	46	381,300	448,800	502,500	558,300
	47	382,800	450,600	504,300	559,300
	48	384,300	452,300	506,100	560,300
	49	385,400	454,100	507,700	561,400
	50	386,400	455,800	509,000	562,300
	51	387,400	457,600	510,300	563,200
	52	388,200	459,400	511,600	564,100

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	53	389,100	461,300	512,600	565,000
	54	390,000	462,500	513,900	565,900
	55	390,700	463,700	515,200	566,800
	56	391,600	464,900	516,500	567,700
	57	392,300	466,100	517,500	568,600
	58	393,200	467,100	518,300	569,500
	59	394,000	468,100	519,100	570,400
	60	394,800	469,100	519,900	571,300
	61	395,300	469,900	520,800	572,200
	62	395,800	470,600	521,600	573,100
	63	396,200	471,300	522,500	574,000
	64	396,700	472,000	523,300	574,900
	65	397,000	472,700	524,200	575,800
	66		473,400	525,100	
	67		474,100	526,000	
	68		474,700	526,900	
	69		475,000	527,800	
	70		475,700	528,700	
	71		476,400	529,600	
	72		477,100	530,500	
	73		477,500	531,300	
	74		478,100	532,200	
	75		478,800	533,100	
	76		479,500	534,000	
77		479,900	534,800		
78		480,500	535,700		
79		481,100	536,600		
80		481,600	537,500		
81		482,200	538,300		
82		482,700	539,200		
83		483,200	540,100		
84		483,700	541,000		
85		484,100	541,800		
86		484,700	542,700		
87		485,300	543,600		
88		485,900	544,500		
89		486,400	545,300		
90		487,000			
91		487,600			
92		488,200			
93		488,700			
94		489,300			
95		489,900			
96		490,500			
97		491,000			
再任用職員		298,100	340,500	394,900	467,900

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,600	197,400	232,500	258,800	291,600	337,200	381,300	447,400
	2	162,000	199,000	234,100	260,100	293,500	339,200	384,000	450,000
	3	163,400	200,600	235,700	261,600	295,600	341,400	386,600	452,500
	4	164,800	202,300	237,300	263,100	297,600	343,600	389,300	455,100
	5	166,000	203,800	238,800	264,300	299,700	345,400	391,700	457,500
	6	167,800	205,300	240,400	265,800	301,800	347,600	394,400	460,000
	7	169,600	206,900	242,000	267,100	303,700	349,600	397,000	462,500
	8	171,200	208,400	243,600	268,400	305,700	351,800	399,700	465,000
	9	172,800	209,900	244,500	269,700	307,500	353,600	401,800	467,400
	10	174,500	211,600	246,100	270,900	309,400	355,700	404,100	469,800
	11	176,200	213,200	247,600	272,100	311,100	357,800	406,300	472,400
	12	178,000	214,900	248,900	273,200	313,300	359,900	408,500	474,800
	13	179,400	216,200	250,300	274,400	315,300	361,400	410,600	477,300
	14	181,200	217,800	251,800	275,600	317,200	363,400	412,600	478,800
	15	183,100	219,400	253,300	277,000	319,300	365,300	414,600	480,100
	16	184,900	221,000	254,800	278,200	321,300	367,300	416,700	481,400
	17	186,900	222,200	255,600	279,800	323,300	369,100	418,500	482,600
	18	188,400	223,800	257,100	281,500	325,300	371,100	420,500	483,900
	19	190,200	225,500	258,400	283,200	327,400	373,100	422,400	485,200
	20	192,000	227,100	259,800	284,800	329,500	375,100	424,500	486,500
	21	193,600	228,600	261,300	286,500	331,300	376,900	426,300	487,700
	22	195,100	230,100	262,500	288,300	333,300	378,900	427,900	489,100
	23	196,600	231,600	263,700	289,900	335,100	381,000	429,500	490,500
	24	198,100	233,100	264,900	291,600	337,100	383,100	431,000	491,700
	25	199,800	234,300	266,100	293,200	338,800	384,500	432,500	493,100
	26	201,100	235,800	267,200	294,900	340,700	386,300	433,800	494,400
	27	202,600	237,200	268,400	296,800	342,700	388,100	435,100	495,800
	28	204,000	238,500	269,700	298,600	344,700	389,800	436,400	497,200
	29	205,400	239,700	271,300	300,000	346,000	391,600	437,700	498,600
	30	206,600	241,300	272,900	301,600	347,800	393,100	438,900	499,700
	31	207,900	242,800	274,400	303,400	349,500	394,700	440,100	500,800
	32	209,200	244,300	275,900	305,300	351,300	396,400	441,200	501,900
	33	210,400	245,400	277,200	307,000	353,000	397,700	442,400	503,000
	34	211,800	246,900	278,900	308,700	354,800	399,000	443,600	503,900
	35	213,100	248,200	280,500	310,500	356,700	400,300	444,800	504,800
	36	214,400	249,700	282,100	312,300	358,500	401,500	446,000	505,700
	37	215,500	251,000	283,400	313,600	360,300	402,600	447,300	506,700
	38	216,800	252,400	284,900	315,300	362,000	403,800	448,100	
	39	218,000	253,800	286,600	316,800	363,600	404,900	448,500	
	40	219,200	255,100	288,200	318,400	365,300	406,000	449,200	
	41	220,300	256,300	289,400	320,100	366,500	406,800	449,700	
	42	221,400	257,200	290,900	321,800	367,600	407,600	450,100	
	43	222,500	258,300	292,600	323,400	368,800	408,400	450,500	
	44	223,600	259,400	294,300	325,100	370,000	409,200	450,900	
	45	224,600	260,700	295,900	326,000	371,200	409,600	451,300	
	46	225,600	262,100	297,600	327,400	372,000	410,200	451,700	
	47	226,500	263,300	299,300	328,900	373,200	410,700	452,100	
	48	227,400	264,500	300,900	330,500	374,300	411,100	452,400	
	49	228,200	266,000	302,100	331,900	375,300	411,500	452,700	
	50	229,100	267,400	303,700	333,200	376,300	411,800	453,100	
	51	230,000	268,500	305,000	334,400	377,300	412,100	453,400	
	52	230,900	269,700	306,600	335,700	378,300	412,400	453,700	
	53	231,100	270,600	307,900	336,800	379,100	412,700	454,000	
	54	231,900	271,900	309,400	337,800	379,900	413,000		
	55	232,500	273,300	310,800	338,900	380,800	413,300		
	56	233,300	274,600	312,300	339,900	381,700	413,600		

再任用職員以外の職員

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	234,100	275,500	313,300	340,400	382,200	413,900		
	58	234,800	276,700	314,500	341,300	383,000	414,200		
	59	235,400	277,900	315,700	342,100	383,800	414,500		
	60	236,000	279,000	317,100	343,000	384,600	414,900		
	61	236,700	280,000	318,400	343,800	385,000	415,100		
	62	237,300	281,100	319,600	344,100	385,700	415,400		
	63	237,800	282,400	320,900	344,700	386,400	415,700		
	64	238,400	283,700	322,100	345,400	387,100	416,000		
	65	239,000	284,600	323,500	346,000	387,500	416,200		
	66	239,600	285,700	324,300	346,700	388,100			
	67	240,200	286,600	325,100	347,400	388,800			
	68	240,900	287,700	325,900	348,100	389,400			
	69	241,500	288,700	326,500	348,800	389,800			
	70	242,000	289,800	327,200	349,300	390,300			
	71	242,500	290,900	327,900	349,900	390,800			
	72	243,000	292,000	328,500	350,500	391,300			
	73	243,400	292,600	329,200	350,800	391,900			
	74	244,100	293,300	329,400	351,400	392,400			
	75	244,900	293,900	330,000	351,900	393,000			
	76	245,600	294,700	330,600	352,500	393,600			
	77	246,000	295,500	331,200	353,000	394,100			
	78	246,500	296,100	331,700	353,500	394,600			
	79	247,000	296,700	332,200	354,000	395,100			
	80	247,300	297,300	332,700	354,400	395,600			
再任職員以外の職員	81	247,600	298,000	333,300	354,700	395,900			
	82	248,000	298,500	333,800	355,000	396,400			
	83	248,400	298,900	334,200	355,400	396,800			
	84	248,700	299,300	334,700	355,700	397,200			
	85	249,000	299,500	335,200	356,200	397,600			
	86		299,700	335,600	356,500				
	87		299,900	335,800	356,800				
	88		300,100	336,200	357,100				
	89		300,500	336,600	357,500				
	90		300,700	337,000	357,800				
	91		300,900	337,400	358,200				
	92		301,100	337,800	358,500				
	93		301,500	338,100	358,900				
	94		301,700	338,300	359,200				
	95		301,900	338,700	359,500				
	96		302,200	339,000	359,800				
	97		302,600	339,200	360,100				
	98		302,900	339,500	360,500				
	99		303,100	339,800	360,900				
	100		303,400	340,100	361,300				
	101		303,700	340,300	361,800				
	102		303,900	340,600	362,200				
	103		304,100	341,000	362,600				
	104		304,400	341,200	363,000				
	105		304,700	341,400	363,500				
	106			341,600					
	107			342,000					
	108			342,200					

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	109	円	円	円	円	円	円	円	円
	110			342,400					
	111			342,800					
	112			343,200					
	113			343,600					
再任用職員		192,400	219,400	251,800	265,400	291,900	332,800	375,000	436,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	174,800	202,300	248,500	270,500	293,400	336,200	380,200
	2	176,200	204,200	250,300	271,400	294,900	338,300	382,800
	3	177,700	206,200	252,100	272,300	296,400	340,300	385,500
	4	179,200	208,100	253,800	273,200	298,200	342,500	388,100
	5	180,600	210,300	255,200	273,700	299,800	344,500	390,300
	6	182,100	212,300	256,500	274,700	301,600	346,600	392,700
	7	183,600	214,500	257,600	275,400	303,300	348,700	395,000
	8	185,100	216,600	258,900	276,300	305,000	350,800	397,300
	9	186,400	218,700	259,700	277,400	306,700	352,300	399,300
	10	188,100	220,100	260,600	278,000	308,300	354,300	401,400
	11	189,700	221,500	261,500	279,000	309,700	356,200	403,600
	12	191,200	222,700	262,300	280,000	311,600	358,200	405,900
	13	192,700	223,900	263,400	281,000	313,100	360,100	407,800
	14	194,700	225,300	264,400	282,000	314,700	362,200	409,800
	15	196,700	226,800	265,200	283,000	316,500	364,300	412,000
	16	198,700	228,000	266,100	284,100	318,300	366,300	414,200
	17	200,800	229,300	266,600	285,400	320,000	368,300	416,200
	18	202,800	230,800	267,500	286,600	321,600	370,300	418,400
	19	204,800	232,200	268,300	287,600	323,300	372,400	420,600
	20	206,800	233,600	269,100	288,800	325,000	374,500	422,700
	21	208,900	234,700	270,000	290,300	326,400	376,200	424,600
	22	210,800	236,400	270,700	291,900	327,900	378,300	426,500
	23	212,900	238,100	271,600	293,200	329,400	380,400	428,300
	24	215,000	239,600	272,400	294,500	330,900	382,400	430,200
	25	216,700	240,900	273,400	295,600	332,300	384,400	431,900
	26	218,000	242,600	274,200	297,200	333,700	386,000	433,500
	27	219,100	244,300	275,100	299,000	335,200	387,900	435,200
	28	220,300	246,000	276,100	300,700	336,800	389,800	436,800
	29	221,500	247,500	277,300	301,700	337,900	391,600	438,100
	30	222,600	248,900	278,500	303,100	339,400	393,300	439,400
	31	223,900	250,200	280,000	304,700	340,800	395,200	441,000
	32	225,000	251,300	281,300	306,400	342,300	397,000	442,500
	33	226,200	252,300	282,800	307,800	344,000	398,700	444,200
	34	227,500	253,400	284,200	309,300	345,500	400,400	445,800
	35	228,800	254,300	285,400	310,900	347,100	402,200	447,200
	36	230,100	255,300	286,600	312,500	348,600	403,900	448,600
	37	231,000	256,000	288,100	313,800	350,400	405,500	449,700
	38	232,400	257,000	289,300	315,200	352,000	407,200	451,000
	39	233,600	257,900	290,800	316,600	353,500	409,000	452,300
	40	234,900	258,900	292,200	318,200	355,100	410,800	453,700
	41	235,800	259,300	293,200	319,700	356,400	412,300	454,700
	42	237,200	260,200	294,500	321,100	357,900	413,800	455,400
	43	238,500	261,000	296,000	322,500	359,400	415,300	456,200
	44	239,900	261,700	297,600	324,000	360,800	416,600	456,800
	45	241,100	262,500	298,900	324,800	362,500	417,700	457,700
	46	242,500	263,200	300,300	326,200	363,500	418,800	458,400
	47	243,800	264,100	301,800	327,600	365,000	419,900	459,200
	48	245,100	264,900	303,300	329,100	366,300	421,100	460,000
	49	246,000	265,700	304,400	330,200	367,800	422,400	460,700
	50	247,100	266,600	305,700	331,600	369,200	423,500	461,400
	51	248,100	267,500	306,900	332,900	370,500	424,700	462,100
	52	249,100	268,500	308,300	334,200	371,900	425,800	462,900
	53	249,800	269,600	309,700	335,600	373,500	427,000	463,700
	54	250,800	270,800	311,000	337,000	374,700	428,000	464,500
	55	251,700	272,100	312,400	338,400	375,800	429,100	465,200
56	252,600	273,400	313,800	339,700	377,000	430,200	465,900	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	57	253,300	274,800	314,600	340,600	378,200	431,300	466,700
	58	254,300	276,300	315,800	341,900	379,100	431,800	
	59	254,900	277,700	317,000	343,100	380,100	432,400	
	60	255,700	279,100	318,400	344,400	381,100	432,800	
	61	256,500	280,400	319,500	345,500	381,800	433,400	
	62	257,300	281,700	320,800	346,400	382,600	433,900	
	63	258,100	283,200	322,100	347,600	383,400	434,300	
	64	258,900	284,500	323,300	348,900	384,200	434,800	
	65	259,600	285,600	324,600	350,000	385,000	435,400	
	66	260,300	286,900	325,900	351,200	385,700	435,800	
	67	261,100	288,400	327,200	352,400	386,500	436,100	
	68	261,800	289,900	328,500	353,500	387,200	436,400	
	69	262,600	291,000	329,200	354,500	387,900	436,800	
	70	263,400	292,500	330,300	355,500	388,500		
	71	264,300	294,000	331,400	356,600	389,200		
	72	265,300	295,400	332,300	357,700	389,800		
	73	266,600	296,400	333,600	358,600	390,600		
	74	267,900	297,800	334,300	359,700	391,100		
	75	269,000	299,000	335,400	360,800	391,700		
	76	270,100	300,300	336,600	361,900	392,200		
	77	271,000	301,700	337,700	362,700	392,600		
	78	272,000	303,000	338,900	363,500	393,200		
	79	273,300	304,200	340,000	364,300	393,700		
	80	274,500	305,500	341,200	365,000	394,000		
	81	275,400	306,000	342,300	365,700	394,300		
	82	276,300	307,200	343,400	366,200	394,800		
	83	277,300	308,300	344,400	366,800	395,200		
	84	278,200	309,500	345,500	367,300	395,500		
	85	279,000	310,600	346,400	368,000	395,800		
	86	279,800	311,800	347,400	368,500	396,300		
	87	280,900	313,000	348,300	369,100	396,800		
	88	282,000	314,100	349,300	369,600	397,200		
	89	282,800	315,400	350,300	370,100	397,500		
	90	283,700	316,600	351,100	370,500	397,900		
	91	284,500	317,800	351,900	371,100	398,400		
	92	285,500	319,000	352,700	371,600	398,800		
	93	286,400	319,800	353,400	372,000	399,200		
	94	287,400	320,500	354,000	372,500			
	95	288,300	321,200	354,700	372,900			
	96	289,300	321,800	355,300	373,200			
	97	289,900	322,500	355,800	373,900			
	98	290,700	322,800	356,200	374,400			
	99	291,300	323,400	356,700	374,900			
	100	292,200	324,100	357,100	375,400			
	101	293,000	324,500	357,600	376,100			
	102	293,800	325,100	358,000	376,600			
	103	294,600	325,700	358,500	377,100			
	104	295,400	326,300	358,900	377,500			
	105	296,100	326,700	359,300	378,200			
	106	296,600	327,200	359,800	378,700			
	107	297,100	327,700	360,200	379,200			
	108	297,600	328,200	360,500	379,700			
	109	297,800	328,600	361,100	380,400			
	110	298,100	329,000	361,600	380,800			
	111	298,300	329,300	362,100	381,300			
	112	298,700	329,600	362,600	381,800			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	113	299,000	330,000	363,200	382,500			
	114	299,200	330,400	363,700				
	115	299,600	330,800	364,200				
	116	299,900	331,100	364,600				
	117	300,200	331,300	365,100				
	118	300,500	331,600	365,500				
	119	300,800	332,000	366,000				
	120	301,200	332,200	366,500				
	121	301,500	332,400	367,000				
	122	301,900	332,700	367,500				
	123	302,200	333,000	368,000				
	124	302,600	333,300	368,500				
	125	302,800	333,500	368,900				
	126	303,000	333,800					
	127	303,300	334,200					
	128	303,700	334,400					
	129	303,900	334,600					
	130	304,200	334,800					
	131	304,600	335,200					
	132	305,000	335,400					
	133	305,200	335,700					
	134	305,500	336,100					
	135	305,900	336,500					
	136	306,200	336,900					
	137	306,400	337,200					
	138	306,700	337,600					
	139	307,100	338,000					
	140	307,400	338,400					
	141	307,600	338,700					
	142	308,000	339,100					
	143	308,400	339,400					
	144	308,700	339,800					
	145	308,900	340,100					
146	309,100	340,500						
147	309,400	340,900						
148	309,800	341,300						
149	310,000	341,600						
150	310,200	342,000						
151	310,500	342,400						
152	310,800	342,800						
153	311,200	343,100						
154	311,400							
155	311,600							
156	311,900							
157	312,200							
158	312,500							
159	312,800							
160	313,100							
161	313,500							
162	313,800							
163	314,100							
164	314,400							
165	314,800							
166	315,100							
167	315,400							
168	315,700							
169	316,100							
再任用職員		239,000	260,700	267,900	278,100	294,400	332,100	376,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	383,000
2	429,000
3	479,000
4	540,000
5	615,000
6	717,000
7	837,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	463,000
3	523,000
4	603,000
5	700,000
6	798,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	339,000
2	374,000
3	401,000

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和4年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	36
第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	37
第16表 民間における初任給の改定状況	54
第17表 民間における給与改定の状況	54
第18表 民間における定期昇給の実施状況	55
第19表 民間における家族手当の支給状況	55
第20表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	56
第21表 民間における特別給の支給状況	56
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	57
第23表 民間における定年制の状況	57
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	57

3 生計費関係

令和4年4月の標準生計費算定方法	58
第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	59
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	59

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標	60
-------------	----

1 職員給与関係

令和4年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

令和4年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成28年4月1日の等級別基準職務表の医療職給料表（三）の格付け見直しに伴う差額（経過措置額）を含む。）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当（月額）
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	18,827 人	11,229	7,598	16,155	679	1,989	4
	構成比	100.0 %	59.6	40.4	85.8	3.6	10.6	0.0
行政職	職員数	4,812 人	3,172	1,640	3,624	307	878	3
	構成比	25.6 %	65.9	34.1	75.3	6.4	18.2	0.1
公安職	職員数	3,584 人	3,163	421	2,361	172	1,050	1
	構成比	19.0 %	88.3	11.7	65.9	4.8	29.3	0.0
教育職(一)	職員数	3,592 人	1,993	1,599	3,462	69	61	-
	構成比	19.1 %	55.5	44.5	96.4	1.9	1.7	-
教育職(二)	職員数	57 人	36	21	57	-	-	-
	構成比	0.3 %	63.2	36.8	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	6,270 人	2,593	3,677	6,163	107	-	-
	構成比	33.3 %	41.4	58.6	98.3	1.7	-	-
研究職	職員数	222 人	177	45	220	2	-	-
	構成比	1.2 %	79.7	20.3	99.1	0.9	-	-
医療職(一)	職員数	29 人	22	7	29	-	-	-
	構成比	0.2 %	75.9	24.1	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	145 人	69	76	128	17	-	-
	構成比	0.8 %	47.6	52.4	88.3	11.7	-	-
医療職(三)	職員数	116 人	4	112	111	5	-	-
	構成比	0.6 %	3.4	96.6	95.7	4.3	-	-

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,827	41.5	18.9	346,463	9,513	3,984	359,960
行 政 職	4,812	42.8	20.3	333,246	9,514	6,565	349,325
公 安 職	3,584	38.4	17.0	330,210	14,280	6,137	350,627
教 育 職 (一)	3,592	44.8	21.7	377,227	9,107	4,726	391,060
教 育 職 (二)	57	40.1	17.1	356,714	11,246	4,181	372,141
小 中 教 育 職	6,270	40.4	17.4	348,324	7,183	-	355,507
研 究 職	222	43.1	18.6	350,912	10,115	5,453	366,480
医 療 職 (一)	29	39.6	12.9	425,176	7,224	73,679	506,079
医 療 職 (二)	145	45.1	19.6	347,301	7,269	4,093	358,663
医 療 職 (三)	116	38.7	15.5	309,355	2,065	2,340	313,760

注:給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	629	24.7	2.6	203,902
	2級	547	29.9	6.9	245,997
	3級	862	38.2	15.3	316,071
	4級	702	44.7	21.9	386,077
	5級	1,404	51.7	29.5	412,984
	6級	520	55.0	32.8	432,660
	7級	96	56.8	34.3	455,127
	8級	32	57.6	35.0	483,736
	9級	20	57.6	34.8	534,034

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	333	22.6	2.4	219,323
	2級	537	28.1	6.2	260,263
	3級	749	34.7	13.0	310,100
	4級	1,090	41.8	20.0	385,461
	5級	565	49.1	28.0	437,116
	6級	187	50.0	28.7	458,593
	7級	79	51.1	30.2	473,845
	8級	27	56.0	35.5	478,324
	9級	17	58.1	37.7	491,852

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	78	36.8	13.8	300,389
	2級	3,104	43.9	20.8	382,710
	特2級	176	50.9	27.6	451,893
	3級	163	54.4	31.3	483,525
	4級	71	57.7	34.7	492,608

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	48	38.4	15.4	360,641
	特2級	6	46.4	23.6	422,965
	3級	3	54.2	31.7	454,484
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,207	37.8	14.8	337,133
	特2級	247	48.7	25.6	422,915
	3級	431	53.0	30.0	448,966
	4級	385	56.6	33.8	456,134

注:給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	8	24.0	0.5	209,421
	2級	85	32.4	7.9	299,314
	3級	97	49.6	24.8	410,850
	4級	27	56.3	32.3	445,225
	5級	5	59.1	35.1	473,595

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	10	27.5	2.1	369,124
	2級	8	36.4	9.1	492,681
	3級	3	47.4	22.3	580,657
	4級	8	55.2	26.6	662,706

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	24	28.9	3.2	238,511
	3級	18	36.6	10.8	299,390
	4級	19	42.0	13.9	332,549
	5級	62	50.8	25.8	405,443
	6級	19	56.0	31.7	427,105
	7級	3	59.5	34.8	440,685
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	26	24.6	1.4	224,600
	3級	29	30.4	6.7	264,470
	4級	22	39.2	15.9	317,420
	5級	28	52.3	29.4	399,053
	6級	11	58.0	35.6	430,010
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者					1人当たり 手当額	非受給者
	調整数別人員						
	1	2	3	4	計	円	人
全給料表	1,686	88	20	6	1,800	11,695	17,027
行政職	25	73	17	6	121	19,184	4,691
公安職	-	-	3	-	3	33,100	3,581
教育職(一)	992	-	-	-	992	11,096	2,600
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	57
小中教育職	638	-	-	-	638	10,984	5,632
研究職	29	3	-	-	32	11,025	190
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	29
医療職(二)	2	12	-	-	14	18,814	131
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	116

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族			職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	子	父母等		
全給料表	8,223	21,780	4,056	13,082	443	0.9	10,604
行政職	2,125	21,545	1,068	3,194	156	0.9	2,687
公安職	2,205	23,211	1,456	3,822	18	1.5	1,379
教育職(一)	1,558	20,996	672	2,343	102	0.9	2,034
教育職(二)	28	22,893	13	52	1	1.2	29
小中教育職	2,133	21,113	773	3,400	157	0.7	4,137
研究職	105	21,386	52	160	5	1.0	117
医療職(一)	10	20,950	7	17	-	0.8	19
医療職(二)	47	22,426	12	76	4	0.6	98
医療職(三)	12	19,958	3	18	-	0.2	104

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者									1人当たり 手当額	非受給者
	支給率別人員								計		
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	人	
全給料表	23	38	1	1	5	1	6,387	6,456	11,619	12,371	
行政職	19	8	-	1	2	1	2,748	2,779	11,368	2,033	
公安職	4	1	1	-	3	-	2,048	2,057	10,693	1,527	
教育職(一)	-	-	-	-	-	-	1,380	1,380	12,300	2,212	
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	20	20	11,915	37	
小中教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,270	
研究職	-	-	-	-	-	-	110	110	11,006	112	
医療職(一)	-	29	-	-	-	-	-	29	73,679	-	
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	53	53	11,199	92	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	28	28	9,694	88	

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額	1人当たり 家賃額	
	人	円	円	人
全給料表	3,938	25,378	57,429	14,889
行政職	1,136	25,315	58,337	3,676
公安職	300	25,917	61,390	3,284
教育職(一)	871	25,405	57,134	2,721
教育職(二)	19	25,184	58,792	38
小中教育職	1,492	25,304	55,873	4,778
研究職	57	25,689	60,388	165
医療職(一)	9	26,722	81,000	20
医療職(二)	30	24,703	57,477	115
医療職(三)	24	25,104	55,438	92

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人あたり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,352	856	14,078	16,286	10,527
行政職	1,037	478	2,596	4,111	12,710
公安職	178	38	2,570	2,786	7,046
教育職(一)	76	206	2,989	3,271	12,286
教育職(二)	1	1	52	54	10,644
小中教育職	15	62	5,542	5,619	9,043
研究職	11	31	167	209	16,892
医療職(一)	5	1	9	15	14,165
医療職(二)	13	24	94	131	21,120
医療職(三)	16	15	59	90	16,359

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特勤勤務手当等	
	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	1,884	58,160	72	135,006	183	33,366	223	18,147	143	26,240
行政職	663	65,217	7	63,529	34	43,882	201	17,427	20	22,846
公安職	106	81,355	-	-	130	30,738	-	-	25	31,129
教育職(一)	234	53,083	-	-	13	31,231	2	9,500	69	23,716
教育職(二)	3	52,500	-	-	1	30,000	-	-	-	-
小中教育職	816	50,162	-	-	2	34,000	-	-	-	-
研究職	21	69,233	2	10,500	2	38,000	-	-	29	30,372
医療職(一)	8	101,850	28	290,811	1	38,000	4	35,000	-	-
医療職(二)	22	59,655	35	31,771	-	-	16	24,063	-	-
医療職(三)	11	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特勤勤務手当等には特勤勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,541
701
798
321
3
651
13
14
14
26

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
221	26,774	47	5,186	9,917	5,472	313	18,736	169	17,562	143	14,805
15	17,493	2	4,250	-	-	-	-	-	-	143	14,805
-	-	13	6,442	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	3	5,306	3,592	5,723	313	18,736	169	17,562	-	-
-	-	-	-	57	5,507	-	-	-	-	-	-
206	27,449	27	4,706	6,268	5,328	-	-	-	-	-	-
-	-	2	4,250	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4								1	
5			1						
6			1						
7	11								
8		3							
9		1	1						1
10	8	1							
11	4	1	1						3
12	1	40	4						2
13		21							5
14	6	31	4						4
15	9	5	8						2
16	1	7	14						2
17		8	10						
18	11	29	18						
19	1	27	21					1	
20	3	24	9					2	
21		16	10						
22	18	29	11					2	
23	15	30	25					1	
24	1	32	19					3	
25		20	12					4	
26	14	43	11					2	1
27	2	29	29					4	
28	2	25	25					7	
29	94	18	12	1				3	
30	4	20	19						
31	2	15	12				17		
32	83	13	10				49	1	
33	3	7	13	1			12		
34	15	12	18	1			3		
35	4	5	12	1			4		
36	84	5	15	2			1		
37	18	5	22	1					
38	14	6	23	4			2		
39	1	4	18	12			2		
40	67	2	15	11			1		
41	41	1	29	13			1		
42	25		19	12					
43	10		17	10			1		
44	5	1	22	17					
45	5	2	16	26		1	1	1	
46	10		31	16					
47	2		14	26			1		
48	2		18	28					
49	1		21	24	1				
50	3		17	27	4	14			
51	3	1	18	25	3	40			
52	3		8	24	5	17			
53	3		16	36	8	47			
54		1	12	40	14	16			
55			10	40	32	27			
56	2		12	49	32	32			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 2	人	人 9	人 41	人 31	人 26	人	人	人
58	1		7	44	29	15			
59	1		12	29	44	32			
60		1	9	31	25	30			
61	3		5	23	35	19			
62	2		7	31	29	8			
63	1		8	16	34	19			
64			6	9	33	23			
65			2	13	34	10			
66			5	5	53	13			
67			2	3	40	20			
68		1	3	5	31	13			
69			2	1	36	10			
70			4		33	14			
71	1		3		31	11			
72	1		1	1	33	7			
73			2	1	26	10			
74			1	1	20	5			
75	2	1	2		28	12			
76			2	1	32	4			
77	1		2		37	2			
78			3		41	4			
79		1	1		51	2			
80			1		30	2			
81		1	2		22	3			
82			2		30	1			
83			3		29				
84			3		29				
85			1		24	10			
86	1	1	2		30				
87			2		41				
88			1		43				
89			5		26				
90					29				
91			2		45				
92			1		35				
93	2		2		106				
94			2						
95			1						
96			2						
97			5						
98									
99			3						
100									
101									
102			1						
103			1						
104									
105			4						
106			2						
107		1	4						
108			1						
109			3						
110			1						
111									
112									

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125	人	人	人 4	人	人	人	人	人	人
計	(333) 629	(242) 547	(349) 862	(225) 702	(407) 1,404	(74) 520	(6) 96	(2) 32	(2) 20
								合計	(1,640) 4,812

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6			1						
7	11								
8									
9	2								
10	19		3						
11	6								
12	5		1						
13	5								
14	32		1						
15	2			1					
16	4		2						
17			1	1					
18	24	1	3	2					
19	2				1				
20	1	5	5						
21	2		1						
22	25	62	7		1				
23	48	8	2						
24	12	14	4	1	3				
25	8	2	1		1				
26	80	53	7	3	3				
27	7	5	2	3					
28	5	17	11	3	1				
29	3	10	1	4	1				
30	5	52	10	8					2
31	1	4		1	1	1			7
32	5	20	16	8	1				3
33	1	6	2	5	1				2
34	2	49	28	8	1	1			1
35	3	8	4	5	2				
36	2	21	25	9	2				
37	1	1	13	6	1				1
38	2	25	28	9	6				1
39	1	5	14	3					
40	2	26	19	12	2				
41		2	8	8	3	1			
42	1	26	30	15	3	1			
43		7	6	11	7	2			
44	1	17	31	17	5			3	
45		9	20	8	6		1	6	
46	1	14	32	23	7	1	1	3	
47	1	8	13	12	4	1		2	
48		12	31	27	7	2		4	
49		8	13	12	5	2		1	
50		8	25	27	8	2		2	
51		2	7	15	8	1	2	1	
52		2	17	25	2	3	3		
53		1	10	17	5	1	3	1	
54		3	32	24	6	3			
55			14	18	13	1	6	3	
56		3	19	29	11	3	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58		1	11	16	7	2	7		
59		1	15	24	11	3			
60	1	2	13	16	9	3	5	1	
61			9	24	10	3	1		
62		1	7	13	11	1	5		
63		2	12	17	10	2			
64		2	7	19	10	1	4		
65		3	10	21	6	1	1		
66		1	5	14	6	5	1		
67		3	7	17	7	3	4		
68			3	19	10	4	3		
69		2	11	22	11	6	3		
70			2	24	25	2	2		
71		1	8	17	13	4	2		
72			7	16	12	2	2		
73			3	18	17	3	1		
74		1	9	13	19	2	2		
75		1	2	20	9	3	2		
76			2	14	6	4	3		
77			8	20	13	4	2		
78			8	17	17	4	2		
79			4	18	8	4	4		
80			3	15	13	3	2		
81			6	18	7	5			
82			5	13	11	3			
83			5	11	9	4	1		
84			4	8	16	5	1		
85			5	13	14	8			
86			3	13	14	5			
87			3	10	6	2			
88			3	7	7	4			
89			2	6	6	4			
90			5	11	7	4			
91			1	9	4	5			
92			1	8	7	3			
93			4	5	5				
94			1	4	64	40			
95			4	6					
96				4					
97				10					
98			2	2					
99			2	2					
100			1	4					
101				4					
102				9					
103			1	7					
104				8					
105			1	8					
106				7					
107				4					
108			1	5					
109				2					
110				5					
111				5					
112			1	5					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				7					
114			1	1					
115				2					
116				2					
117				5					
118				3					
119				7					
120				2					
121				4					
122				4					
123				4					
124				1					
125				20					
126									
127									
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(63) 333	(96) 537	(122) 749	(109) 1,090	(26) 565	(4) 187	(1) 79	(-) 27	(-) 17
								合計	(421) 3,584

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		19			
6					
7					
8		16			
9		8			
10		1			
11		2			
12		34			
13		8			
14		6			
15		3			
16		36			
17		5			
18		11			
19		1			
20	1	18			
21		5			
22		11			
23		4			
24		48			
25	1	7			
26		15			1
27		2			1
28		39			2
29	1	12			1
30		13			5
31		4			27
32	1	46			5
33		4			1
34	1	11			9
35		9			3
36	1	52			2
37		5			14
38		16			
39		7			
40		53			
41	1	6			
42		25			
43		14			
44	1	66			
45		7			
46		23			
47		6			
48		38	1		
49	1	10			
50	1	14			
51		10			
52	1	40	1		
53	1	21			
54	1	24		1	
55		23	1		
56		37			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57	2	21		2	
58	2	26		1	
59	1	26		6	
60	1	18		1	
61		26		1	
62	2	5			
63		12	1	4	
64	2	22	1	7	
65	1	22	3	4	
66		16	1	2	
67		12	2	7	
68	1	17	1	7	
69		13	1	2	
70	1	18	3	9	
71	2	18	3	4	
72	2	20	1	8	
73	4	11	1	5	
74		16	3	6	
75	1	21	2	5	
76	1	18	2	2	
77		11	4	79	
78	1	13	1		
79		14	3		
80	1	24	1		
81	2	16	4		
82	1	18	5		
83	2	25	1		
84	5	16			
85	1	21	5		
86	2	12	2		
87	1	19	3		
88	1	23	1		
89		19	3		
90		20	5		
91		11	3		
92	3	20	11		
93	1	15	4		
94	1	16	4		
95	1	17	6		
96	2	15	5		
97		15	10		
98	1	20	5		
99	2	21	1		
100	1	19	4		
101		18	4		
102	1	17			
103		9	2		
104	1	17	2		
105	1	16	3		
106		9	2		
107	1	23	2		
108		10			
109	1	10	42		
110		28			
111		24			
112		21			

級 号給	1	2	特2	3	4
113	人 3	人 19	人	人	人
114		18			
115	1	12			
116		23			
117		24			
118		20			
119	1	18			
120		15			
121	1	18			
122		17			
123		16			
124		23			
125		24			
126	1	23			
127	1	25			
128		25			
129		31			
130		34			
131		39			
132		60			
133		56			
134		88			
135		97			
136		100			
137		110			
138		92			
139		57			
140		48			
141		36			
142		29			
143		14			
144		7			
145		11			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	(26) 78	(1,471) 3,104	(58) 176	(32) 163	(12) 71
			合計	(1,599) 3,592	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17					
18		1			
19					
20					
⋮					
34					
35					
36		3			
37					
38		1			
39					
40		1			
41					
42					
43					
44		2			
⋮					
50					
51					
52		1			
53					
54					
55					
56		1			
57					
58					
59					
60		1			
61					
62		2			
63					
64		1			
65			1		
66		1			
67			1		
68					
69					
70		2			
71					
72		1			
73					
74		1	1		
75					
76		1			
77		3			
78		1			
79					
80					
81					
82		2			
83					
84				1	
85					
86			1		
87					
88					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		1			
90					
91					
92					
93				2	
94					
95					
96		1			
97		3			
98		1			
99					
100		1	1		
101		1			
102					
103					
104		1			
105		2	1		
106					
107		1			
108		1			
109					
⋮					
115		1			
116		1			
117					
118					
119					
120		1			
121					
122					
123		1			
124		1			
125					
⋮					
131		1			
132		1			
⋮					
138					
139		1			
⋮					
153		1			
154					
155					
156					
157					
計	-	(19) 48	(2) 6	(-) 3	-
				合計	(21) 57

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
⋮					
17		148			
18					
19		4			
20		119			
21		26			11
22		8			22
23		3			90
24		130	1		19
25		17			9
26		7			54
27		11			17
28		159			10
29		12			24
30		15			14
31		8			10
32		49			13
33		8			5
34		14	1		13
35		10	1		6
36		139			5
37		11			63
38		28			
39		15			
40		164			
41		11			
42		19	1		
43		15	1		
44		159			
45		14			
46		43			
47		23	1		
48		162			
49		10			
50		30			
51		34	2		
52		151			
53		12	1		
54		42	1		
55		29	1		
56		134			
57		20	1		
58		37			
59		25	1		
60		126	2		
61		16	3		
62		30	3		
63		30	2		
64		65	2	1	
65		39	1		
66		47	4		
67		39	3		
68		63	4	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
69	人	人	人	人	人
70		40	1	1	
71		47		2	
72		44	6	4	
73		42	1	3	
74		40	2	1	
75		20	5	12	
76		26	5	10	
77		39	5	3	
78		51	3	3	
79		46	7	8	
80		30	5	9	
81		25	3	7	
82		35	4	3	
83		32	4	23	
84		32	4	14	
85		28	6	34	
86		27	7	13	
87		19	4	13	
88		38	4	21	
89		34	7	29	
90		28	5	22	
91		24	6	11	
92		33	7	15	
93		20	6	17	
94		44	5	151	
95		35	3		
96		32	3		
97		39	8		
98		54	4		
99		32	4		
100		39	7		
101		36	7		
102		27	6		
103		28	6		
104		33	2		
105		38	4		
106		23	2		
107		30	2		
108		31	6		
109		29	5		
110		37	29		
111		34			
112		27			
113		23			
114		18			
115		22			
116		22			
117		27			
118		32			
119		23			
120		25			
121		18			
122		20			
123		14			
124		20			
		17			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		17			
126		23			
127		21			
128		13			
129		17			
130		15			
131		15			
132		17			
133		11			
134		11			
135		15			
136		15			
137		14			
138		8			
139		22			
140		20			
141		25			
142		22			
143		41			
144		45			
145		60			
146		62			
147		74			
148		68			
149		83			
150		74			
151		50			
152		34			
153		18			
154		17			
155		8			
156		6			
157		7			
計	-	(3,301) 5,207	(129) 247	(137) 431	(110) 385
			合計	(3,677) 6,270	

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
⋮					
12		2			
13					
14					
15					
16		1			
17					
18		5			
19					
20		2			
21		1			
22		2			
23		1			
24					
25		1			
26		3			1
27		2			
28		3			1
29	3				1
30		4			1
31		2			
32	3	2	1		1
33	1		2		
34		2	1		
35			1		
36					
37	1				
38		4			
39		2	3		
40		2	2		
41		2	1		
42		1	4		
43		2	3		
44			3		
45			1		
46		2	1	1	
47			4	5	
48				4	
49		1	1	2	
50			2		
51		2	1	2	
52		1	2	1	
53		2		2	
54		1	1		
55			1		
56		2			
57		2		2	
58		2	1		
59		2			
60		1			
61		2		2	
62		1	1		
63			1	1	
64		1	2	1	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66			1		
67		4	1		
68			1	1	
69		2			
70		2	1		
71		1			
72			1	1	
73		1	2	2	
74		1			
75					
76		1			
77		2	1		
78					
79			1		
80		1	2		
81		1	3		
82			4		
83			2		
84			3		
85			3		
86		1	2		
87			3		
88			3		
89			23		
90					
91					
⋮					
121					
計	(3) 8	(29) 85	(12) 97	(1) 27	(-) 5
				合計	(45) 222

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
1				2
2				
3				
4				
⋮				
10				
11	3			
12		1		
13				
14	2			
15				
16				
17				
18	2			
19				
20			1	
21				
22	1			
23				
24		1		
⋮				
29		2		
30		1		
⋮				
33				
34		1		
35				
36	2			
⋮				
42		1		
43				1
44				
45		1		
46				
47				1
48			1	
49				
50			1	
51				
⋮				
65				4
66				
67				
68				
89				
90				
91				
⋮				
97				
計	(4) 10	(1) 8	(2) 3	(-) 8
			合計	(7) 29

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8								
9								
10		1						
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19		1						
20		6						
21		1						
22								
23				1				
24		1						
25								
26		2	1					
27							2	
28		1	1				1	
29		1	1					
30		2	1					
31		1	1	1	1			
32			1					
33				1				
34		2	1					
35			1					
36			1					
37			1	3				
38		1		1				
39			1	2				
40		1	1	2				
41					1			
42			1	1	1	1		
43						1		
44			2	1	2	4		
45		1		2	1			
46					3	1		
47			1	1	1	1		
48								
49						1		
50				1		1		
51					1			
52						1		
53					1	4		
54								
55						1		
56						1		
57					2			
58		1			1			
59					1			
60					1			

級 号	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61								
62					2			
63					3			
64					2			
65						2		
66					1			
67					1			
68					1			
69								
70					2			
71					1			
72					1			
73					1			
74					4			
75								
76					1			
77								
78					1			
79					1			
80					4			
81				1	1			
82				1	1			
83					2			
84					3			
85					12			
86								
87								
88								
89								
90			1					
91								
92								
⋮								
100			1					
101								
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(12) 24	(10) 18	(12) 19	(33) 62	(7) 19	(2) 3	-
							合計	(76) 145

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			2				
2			1				
3							
4							
5			3				
6			1				
7			1				
8							
9		7	2				
10			1				
11			1	1			
12		7					
13			1				
14		1	2	1			
15		1	2	1			
16		5	1	1			
17		2	1	1			
18			1				
19			1	2			
20			1				
21		1	4				
22				1			
23							
24		1	1	1			
25							
26							
27		1					
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34					1		
35			1	1			
36			1				
37				2	2		
38				1	1		
39							
40				2			
41							
42				1			
43						1	
44							
45						1	
46				1		1	
47							
48						1	
49							
50							
51						1	
52						2	
53					1		
54							
55						1	
56				1			
57							
58							
59							
60					1		

級 号	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62						1	
63					1	1	
64							
65				1			
66							
67							
68				1			
69						1	
70							
71							
72							
73							
74						2	
75						2	
76							
77						3	
78						1	
79				1			
80							
81							
82						2	
83				1		2	
84						2	
85						1	
86							
87						1	
88							
89						1	
90						1	
91							
92						1	
93						2	
94							
95							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(25) 26	(27) 29	(22) 22	(27) 28	(11) 11	- 116
						合計	(112)

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	11									11
19	12									12
20	15									15
21	14									14
22	120									120
23	92									92
24	121									121
25	119									119
26	43	63								106
27	26	85								111
28	15	96								111
29	7	96								103
30	12	88	28							128
31	2	39	53							94
32	5	24	46				1			76
33	6	14	68			1				89
34	3	11	64							78
35		5	74							79
36	1	5	83							89
37		4	87							91
38	1	3	80	2						86
39		3	64	23						90
40	1	3	33	47						84
41	1	1	38	91						131
42			24	93	1	1				119
43		1	12	110	11			1		135
44	1	1	12	88	27	1			1	131
45			9	62	62					133
46		1	7	61	82	1				152
47			9	28	98	3				138
48			11	21	120	5				157
49		1	8	11	129	11				160
50		2	9	9	126	25			1	172
51	1		6	14	122	34	2			179
52		1	7	17	98	42	1			166
53			7	6	119	59	3			194
54			6	3	90	68	5	3		175
55			4	3	66	65	15	1		154
56			2	4	80	65	20	4	2	177
57			1	4	63	51	13	7	3	142
58			4	2	65	48	20	8	3	150
59			6	3	45	40	16	7	10	127
60										
⋮										
68								1		1
計	629	547	862	702	1,404	520	96	32	20	4,812

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	11									11
19	25									25
20	42									42
21	30									30
22	79									79
23	94		1							95
24	21	67	4							92
25	13	79	3							95
26	6	86	14							106
27	6	79	14							99
28	2	62	22							86
29	1	69	33	3						106
30	2	26	61	3						92
31		18	67	7						92
32	1	13	83	22						119
33		9	82	27						118
34		3	79	44	3					129
35		11	51	55	5					122
36		6	33	63						102
37		1	42	86	6					135
38		5	20	76	8	1				110
39		2	27	69	11	2				111
40		1	24	77	15	3				120
41			28	77	22	6	1			134
42			23	85	32	9	3			152
43			6	66	31	9	1			113
44			9	58	31	9	2			109
45			3	58	38	10	6			115
46			6	34	22	12	3			77
47			3	32	48	16	5			104
48			4	30	33	19	8			94
49			2	22	34	8	5			71
50			1	14	20	9	5	1		50
51			2	17	20	4	4	1		48
52			2	16	17	7	5	3		50
53				15	14	6	8	2	1	46
54				7	21	10	6	2		46
55				3	18	7	3	4		35
56				7	34	6	3	2	2	54
57				8	26	15	6	3	3	61
58				7	25	11	1	5	5	54
59				2	31	8	4	4	6	55
計	333	537	749	1,090	565	187	79	27	17	3,584

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		19				19
23	2	24				26
24	2	46				48
25	1	50				51
26		64				64
27	1	75				76
28	3	82				85
29	3	71				74
30	4	85				89
31	3	90				93
32	2	85				87
33	3	81				84
34	4	110				114
35	6	63				69
36	11	77				88
37	5	69				74
38	6	74	1			81
39	2	77	1			80
40	2	72				74
41	7	64	6			77
42	1	72	3			76
43	1	65	8			74
44	1	61	10			72
45	1	63	8			72
46		60	13	1		74
47		65	10	1		76
48	1	74	15	5		95
49	1	71	15	7		94
50		86	7	15		108
51	1	83	13	11		108
52	2	94	3	13		112
53	1	116	4	16	3	140
54		109	6	21	3	139
55		115	2	18	5	140
56		143	16	17	6	182
57	1	145	6	10	16	178
58		152	15	19	19	205
59		152	14	9	19	194
60						
61						
62						
計	78	3,104	176	163	71	3,592

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23						
24						
25						
26		3				3
27		1				1
28		3				3
29						
30		1				1
31		1				1
32		2				2
33		2				2
34		2				2
35		2				2
36		1				1
37		4				4
38		3				3
39						
40		5				5
41		2	1			3
42		3	1			4
43		1				1
44		2	1			3
45						
46		2				2
47		1	1			2
48		2				2
49		1		1		2
50		1	1			2
51		1	1			2
52						
53						
54						
55		1				1
56				2		2
57						
58						
59						
60						
61						
62						
計	-	48	6	3	-	57

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		148				148
23		149				149
24		161				161
25		184				184
26		190				190
27		212				212
28		216				216
29		238				238
30		222				222
31		201				201
32		225	1			226
33		181				181
34		179	2			181
35		159				159
36		166	2			168
37		137				137
38		153	3			156
39		145	4			149
40		126	8			134
41		141	8			149
42		120	7			127
43		126	9			135
44		104	11			115
45		98	16	3		117
46		100	20	4		124
47		74	18	6		98
48		85	30	18	1	134
49		78	17	41	1	137
50		61	19	42	3	125
51		53	12	50	4	119
52		95	8	50	10	163
53		83	8	73	17	181
54		91	8	49	40	188
55		91	7	32	68	198
56		91	1	16	61	169
57		105	11	16	64	196
58		112	12	17	62	203
59		107	5	14	54	180
60						
61						
62						
計	-	5,207	247	431	385	6,270

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	3					3
23	3					3
24	1	1				2
25		9				9
26		4				4
27		6				6
28		10				10
29	1	3				4
30		5				5
31		5				5
32		1				1
33		5				5
34		8				8
35		6				6
36		4				4
37		4				4
38		5				5
39		3	1			4
40		4				4
41		1	4			5
42			7			7
43			6			6
44			3			3
45			5			5
46			5			5
47			5			5
48			6			6
49		1	4			5
50			8	1		9
51			8	1		9
52			9			9
53			5	2		7
54			8	2		10
55			4	5		9
56			2	4		6
57			6	4	1	11
58				5	1	6
59			1	3	3	7
計	8	85	97	27	5	222

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
22					
23					
24	1				1
25	3				3
26	1				1
27					
28	3				3
29					
30	1				1
31	1				1
32		1			1
33		1			1
34		1			1
35		1			1
36		1	1	1	3
37		1			1
38		1			1
39					
40					
41		1		1	2
42					
43			1		1
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	1
57					
58				1	1
59				1	1
60				1	1
61					
62			1		1
63				1	1
64					
65				1	1
計	10	8	3	8	29

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23		1							1
24		1							1
25		3							3
26		3							3
27		3							3
28		4							4
29		2							2
30		2	1						3
31		2	2						4
32									
33			5						5
34			3						3
35		2	2						4
36			1	2					3
37				2					2
38		1	1	2					4
39			1	2					3
40				2					2
41				2	2				4
42					1				1
43					3				3
44				1	1				2
45				1	5				6
46				2	1				3
47				1	7				8
48					4				4
49				1	2				3
50					6	1			7
51				1	4	2			7
52			1		3	2			6
53					8	1			9
54			1		2	1			4
55					2	1			3
56					4	2			6
57					5	2			7
58					1	3			4
59					1	4	3		8
計	-	24	18	19	62	19	3	-	145

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		6						6
23		7						7
24		7						7
25		3	1					4
26		2	5					7
27			4					4
28			5					5
29			1					1
30			2					2
31			2	2				4
32			3	2				5
33			1	2				3
34			1	2				3
35			1					1
36								
37		1	2	1				4
38				4				4
39			1					1
40				1				1
41				2	1			3
42					1			1
43				1				1
44				1				1
45								
46				1	2			3
47				1				1
48				1	1			2
49								
50					2			2
51					3			3
52				1	5			6
53					4			4
54					3			3
55					1	1		2
56					2	1		3
57					1	4		5
58					1	2		3
59					1	3		4
計	-	26	29	22	28	11	-	116

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	級別人員分布										
		1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9	
行政職	97				96							
公安職	13					3		8	1	1		
教育職(一)	294	12	278			4						
教育職(二)	1		1									
小学校・中学校教育職	327		308	3	5	11						
研究職	4		4									
医療職(二)	1					1						
給料表計	737											
60歳	259											
61歳	207											
62歳	145											
63歳	87											
64歳	39											

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	級別人員分布										
		1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9	
行政職	179		21		152			3	3			
公安職	13					5		5	2	1		
教育職(一)	64	2	62									
小学校・中学校教育職	88		88									
研究職	11		11									
医療職(二)	7					7						
医療職(三)	6					6						
給料表計	368											
60歳	83											
61歳	85											
62歳	74											
63歳	64											
64歳	62											

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所829事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、18層に層化し、これらの層から250事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

8,779人（うち初任給関係671人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は31,951人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	210	90	89	31
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	0	1
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業	16	6	7	3
製 造 業	102	42	48	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	40	19	14	7
卸 売 業 , 小 売 業	17	4	11	2
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	10	8	2	0
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サ ー ビ ス 業	24	11	7	6

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が38所あった。
- 2 調査対象事業所250所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所2所を除いた248所に占める調査完了事業所210所の割合（調査完了率）は、84.7%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模				
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	198,432	202,153	195,964	191,265
	短 大 卒	180,999	182,644	181,242	173,061
	高 校 卒	165,849	166,940	166,883	159,049
新 卒 技 術 者	大 学 卒	203,735	209,107	200,719	195,879
	短 大 卒	185,851	185,354	186,940	182,818
	高 校 卒	170,200	170,790	171,085	163,750
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	200,354	204,481	197,811	192,993
	短 大 卒	182,961	183,809	183,500	176,119
	高 校 卒	167,646	168,432	168,774	160,716

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	14	54.9	886,469	1,169	885,300	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	54.4	892,839	1,616	891,223	
	短 大 卒	2	57.5	1,121,601	500	1,121,101	
	高 校 卒	3	54.7	688,822	194	688,628	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	工 場 長	17	53.1	622,940	3,363	619,577	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	12	53.4	617,264	4,851	612,413	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	52.4	635,774	0	635,774	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	223	53.5	573,274	2,711	570,563	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	168	53.7	586,389	1,691	584,698	
	短 大 卒	17	55.1	551,649	15,067	536,582	
	高 校 卒	38	51.9	530,006	670	529,336	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 部 長	193	52.5	618,478	5,586	612,892	同 上
	大 学 卒	133	52.2	643,962	4,130	639,832	
	短 大 卒	16	55.1	641,287	1,575	639,712	
	高 校 卒	44	52.2	549,758	10,342	539,416	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和4年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	113	53.7	559,126	18,373	540,753	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と 認められる部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	88	54.1	584,261	23,424	560,837	
	短 大 卒	8	53.4	459,306	7,391	451,915	
	高 校 卒	17	51.6	489,135	0	489,135	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	60	50.4	521,236	4,776	516,460	同 上
	大 学 卒	39	50.0	530,329	3,469	526,860	
	短 大 卒	11	49.4	501,841	2,469	499,372	
	高 校 卒	9	52.7	500,784	12,255	488,529	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 課 長	389	50.9	515,812	11,418	504,394	2係以上又は構成員10人以上の課の 長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	285	50.7	531,163	14,267	516,896	
	短 大 卒	32	50.6	469,663	7,155	462,508	
	高 校 卒	70	52.0	479,250	2,025	477,225	
	中 学 卒	2	42.1	357,848	189	357,659	
種	技 術 課 長	536	49.5	557,995	13,063	544,932	同 上
	大 学 卒	326	48.6	582,616	11,046	571,570	
	短 大 卒	45	50.5	561,461	23,979	537,482	
	高 校 卒	164	50.9	510,444	14,212	496,232	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事務課長代理	179	47.5	477,517	53,084	424,433	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	125	46.4	489,120	57,180	431,940	
	短大卒	20	50.9	400,843	32,228	368,615	
	高校卒	33	50.4	471,632	48,025	423,607	
	中学卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術課長代理	220	44.7	483,270	31,375	451,895	同 上
	大学卒	141	42.6	479,862	26,160	453,702	
	短大卒	14	46.8	462,811	28,590	434,221	
	高校卒	65	50.8	500,339	48,684	451,655	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事務係長	499	46.5	417,612	44,091	373,521	係の長及び係長級専門職
	大学卒	290	44.6	425,866	44,923	380,943	
	短大卒	70	48.7	420,056	51,229	368,827	
	高校卒	138	49.3	400,930	39,546	361,384	
	中学卒	1	*	*	*	*	
種	技術係長	585	45.7	486,658	79,899	406,759	同 上
	大学卒	269	41.4	466,599	79,093	387,506	
	短大卒	56	45.0	461,331	77,525	383,806	
	高校卒	258	50.3	512,519	81,580	430,939	
	中学卒	2	49.5	351,585	0	351,585	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	423	43.5	367,900	49,396	318,504	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	240	41.2	379,597	52,796	326,801	
	短 大 卒	55	46.3	340,540	38,643	301,897	
	高 校 卒	128	46.1	359,335	47,990	311,345	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	544	41.4	442,762	92,501	350,261	同 上
	大 学 卒	292	38.1	417,755	87,305	330,450	
	短 大 卒	49	44.4	400,485	74,962	325,523	
	高 校 卒	201	45.4	487,365	103,853	383,512	
	中 学 卒	2	49.9	354,216	45,545	308,671	
関 係 職	事 務 係 員	2,024	38.8	301,971	32,378	269,593	
	大 学 卒	1,140	36.1	314,112	36,198	277,914	
	短 大 卒	281	43.8	286,940	26,673	260,267	
	高 校 卒	600	41.3	286,668	27,989	258,679	
	中 学 卒	3	48.3	289,889	34,071	255,818	
種	技 術 係 員	1,719	34.7	345,928	61,507	284,421	
	大 学 卒	889	32.8	346,640	63,580	283,060	
	短 大 卒	224	35.9	342,298	59,301	282,997	
	高 校 卒	600	36.7	346,334	59,753	286,581	
	中 学 卒	6	44.3	327,204	24,320	302,884	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	12	55.4	923,083	1,330	921,753	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	54.4	892,839	1,616	891,223	
	短 大 卒	2	57.5	1,121,601	500	1,121,101	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	10	54.1	671,263	4,291	666,972	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	8	55.8	688,443	5,873	682,570	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	49.4	624,692	0	624,692	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	121	54.3	607,255	1,619	605,636	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	98	54.1	611,220	2,009	609,211	
	短 大 卒	7	56.3	565,651	0	565,651	
	高 校 卒	16	54.2	602,842	49	602,793	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	115	53.6	681,363	3,656	677,707	同 上
	大 学 卒	91	53.0	694,919	3,244	691,675	
	短 大 卒	11	56.2	663,205	0	663,205	
	高 校 卒	13	55.2	598,758	10,284	588,474	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	56	53.4	540,041	1,368	538,673	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	43	53.8	547,552	1,750	545,802	
	短 大 卒	4	53.7	477,321	0	477,321	
	高 校 卒	9	51.7	528,758	0	528,758	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	37	51.2	545,662	6,491	539,171	同 上
	大 学 卒	24	50.9	548,996	4,523	544,473	
	短 大 卒	8	49.3	527,497	231	527,266	
	高 校 卒	4	55.7	548,062	28,915	519,147	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 課 長	212	50.5	570,042	5,942	564,100	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	151	50.0	590,861	7,652	583,209	
	短 大 卒	18	49.9	499,660	2,665	496,995	
	高 校 卒	43	52.4	524,563	1,122	523,441	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	349	50.2	628,698	16,335	612,363	同 上
	大 学 卒	226	49.2	644,024	13,004	631,020	
	短 大 卒	32	50.9	612,174	31,986	580,188	
	高 校 卒	90	52.9	592,770	19,824	572,946	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事務課長代理	95	45.1	473,939	40,787	433,152	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	55	41.8	483,278	38,550	444,728	
	短大卒	12	50.7	439,070	46,511	392,559	
	高校卒	27	49.8	465,031	42,842	422,189	
	中学卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術課長代理	166	44.5	495,065	32,807	462,258	同 上
	大学卒	106	42.2	486,414	26,471	459,943	
	短大卒	10	45.3	487,790	36,364	451,426	
	高校卒	50	52.2	527,773	54,076	473,697	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事務係長	232	46.7	477,725	72,440	405,285	係の長及び係長級専門職
	大学卒	139	44.2	489,650	81,099	408,551	
	短大卒	30	49.0	478,380	82,939	395,441	
	高校卒	62	51.0	452,105	49,604	402,501	
	中学卒	1	*	*	*	*	
種	技術係長	375	46.5	515,297	83,911	431,386	同 上
	大学卒	167	41.1	487,431	82,670	404,761	
	短大卒	25	47.2	565,092	111,929	453,163	
	高校卒	183	51.6	537,582	82,263	455,319	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	243	43.4	393,854	63,287	330,567	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	147	40.9	401,517	67,288	334,229	
	短 大 卒	27	46.1	373,739	51,900	321,839	
	高 校 卒	69	47.4	385,749	59,354	326,395	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	338	41.6	481,533	110,294	371,239	同 上
	大 学 卒	180	37.5	446,522	101,729	344,793	
	短 大 卒	24	44.9	457,445	102,866	354,579	
	高 校 卒	133	46.5	532,577	123,313	409,264	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	1,131	38.8	314,585	38,335	276,250	
	大 学 卒	645	35.9	326,704	44,197	282,507	
	短 大 卒	162	45.0	298,144	26,644	271,500	
	高 校 卒	322	41.5	299,401	32,719	266,682	
	中 学 卒	2	49.8	240,029	21,566	218,463	
種	技 術 係 員	1,101	34.7	359,028	63,915	295,113	
	大 学 卒	563	32.7	359,322	65,848	293,474	
	短 大 卒	143	35.2	349,126	61,804	287,322	
	高 校 卒	392	37.1	361,958	62,397	299,561	
	中 学 卒	3	44.6	335,610	29,792	305,818	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	2	51.0	620,230	0	620,230	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	51.0	620,230	0	620,230	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	7	52.0	572,068	2,387	569,681	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	50.6	533,594	3,649	529,945	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	54.8	644,866	0	644,866	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	84	52.4	559,384	927	558,457	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	58	52.9	579,806	825	578,981	
	短 大 卒	6	51.1	579,233	1,030	578,203	
	高 校 卒	20	51.4	495,703	1,183	494,520	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	69	50.5	554,033	8,509	545,524	同 上
	大 学 卒	38	50.2	561,159	5,952	555,207	
	短 大 卒	3	50.5	610,872	9,172	601,700	
	高 校 卒	28	50.9	541,816	11,270	530,546	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	53	54.0	586,968	35,476	551,492	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と 認められる部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	43	54.4	614,313	43,408	570,905	
	短 大 卒	3	53.7	534,722	20,225	514,497	
	高 校 卒	7	51.9	464,559	0	464,559	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	20	48.8	487,243	0	487,243	同 上
	大 学 卒	14	49.4	497,888	0	497,888	
	短 大 卒	2	48.5	428,000	0	428,000	
	高 校 卒	4	47.3	477,696	0	477,696	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	136	51.8	495,508	23,671	471,837	2係以上又は構成員10人以上の課の 長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	103	51.7	508,259	28,997	479,262	
	短 大 卒	10	53.8	465,658	17,103	448,555	
	高 校 卒	22	51.6	455,859	4,067	451,792	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	169	48.5	450,974	6,650	444,324	同 上
	大 学 卒	94	47.4	457,726	7,350	450,376	
	短 大 卒	13	49.8	447,277	5,952	441,325	
	高 校 卒	62	49.8	442,730	5,851	436,879	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	70	50.2	495,206	72,414	422,792	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	56	49.8	513,337	80,423	432,914	
	短 大 卒	8	51.2	366,877	19,537	347,340	
	高 校 卒	6	52.5	494,623	66,076	428,547	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	51	45.9	435,346	27,083	408,263	同 上
	大 学 卒	34	44.7	444,554	25,705	418,849	
	短 大 卒	3	52.5	406,736	5,822	400,914	
	高 校 卒	14	46.8	423,284	35,247	388,037	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	217	47.0	403,072	34,279	368,793	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	119	45.3	406,263	28,343	377,920	
	短 大 卒	37	48.3	398,032	39,093	358,939	
	高 校 卒	61	48.9	400,619	41,234	359,385	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	196	43.7	412,601	73,111	339,490	同 上
	大 学 卒	97	42.4	411,528	72,006	339,522	
	短 大 卒	29	43.0	375,050	51,199	323,851	
	高 校 卒	68	45.5	430,798	85,336	345,462	
	中 学 卒	2	49.5	351,585	0	351,585	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	147	43.5	348,640	34,988	313,652	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	75	41.3	352,756	32,758	319,998	
	短 大 卒	23	47.9	329,802	24,245	305,557	
	高 校 卒	49	44.3	351,301	42,210	309,091	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	198	41.2	348,342	50,263	298,079	同 上
	大 学 卒	108	39.6	348,836	55,067	293,769	
	短 大 卒	25	43.7	320,608	35,832	284,776	
	高 校 卒	64	43.0	357,782	47,527	310,255	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	708	38.5	295,256	27,695	267,561	
	大 学 卒	404	36.7	305,727	27,984	277,743	
	短 大 卒	85	43.0	286,122	29,054	257,068	
	高 校 卒	218	40.2	279,802	26,575	253,227	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 員	559	34.5	315,661	58,598	257,063	
	大 学 卒	294	32.8	320,750	61,974	258,776	
	短 大 卒	65	38.0	339,654	60,617	279,037	
	高 校 卒	197	35.8	300,195	53,296	246,899	
	中 学 卒	3	43.5	305,768	10,368	295,400	

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
技 術	工 場 長	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
関 係 職	事 務 部 長	18	54.0	492,010	12,399	479,611	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	12	54.1	491,329	3,205	488,124	
	短 大 卒	4	57.5	514,247	41,328	472,919	
	高 校 卒	2	46.8	450,906	0	450,906	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	9	55.1	512,800	3,587	509,213	同 上
	大 学 卒	4	55.5	492,330	4,240	488,090	
	短 大 卒	2	55.0	580,800	0	580,800	
	高 校 卒	3	54.8	503,902	4,511	499,391	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	4	52.4	470,688	0	470,688	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	2	54.0	608,540	0	608,540	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	3	50.3	460,266	10,762	449,504	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	41	49.9	413,181	176	413,005	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	31	50.3	426,000	0	426,000	
	短 大 卒	4	47.1	394,008	2,120	391,888	
	高 校 卒	5	51.1	369,155	0	369,155	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	18	46.7	434,423	17,885	416,538	同 上
	大 学 卒	6	45.7	442,526	2,978	439,548	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	12	47.2	430,931	24,310	406,621	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	14	44.0	398,547	6,646	391,901	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	14	44.0	398,547	6,646	391,901	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	3	47.5	361,354	2,387	358,967	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	50	45.2	322,685	6,953	315,732	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	32	44.0	332,705	3,528	329,177	
	短 大 卒	3	49.5	323,760	0	323,760	
	高 校 卒	15	46.8	301,917	15,378	286,539	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	14	44.8	393,513	20,947	372,566	同 上
	大 学 卒	5	42.3	397,273	27,182	370,091	
	短 大 卒	2	43.0	322,021	759	321,262	
	高 校 卒	7	47.1	411,254	22,261	388,993	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	33	43.8	319,115	34,419	284,696	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	18	42.1	349,087	38,033	311,054	
	短 大 卒	5	42.3	281,423	43,710	237,713	
	高 校 卒	10	47.3	285,403	23,765	261,638	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	8	35.4	333,710	19,484	314,226	同 上
	大 学 卒	4	39.3	360,000	5,000	355,000	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	31.5	307,420	33,968	273,452	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	185	39.4	267,553	20,918	246,635	
	大 学 卒	91	35.6	280,370	25,292	255,078	
	短 大 卒	34	41.8	254,338	22,543	231,795	
	高 校 卒	60	44.0	255,898	12,768	243,130	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 員	59	34.0	274,256	21,945	252,311	
	大 学 卒	32	33.3	273,464	21,202	252,262	
	短 大 卒	16	35.7	270,736	23,990	246,746	
	高 校 卒	11	33.5	282,892	20,844	262,048	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種							
電 話 交 換 手	4	38.5	221,913	538	221,375	見習、外国語の電話交換手を除く。	
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
守 衛	-	-	-	-	-		
用 務 員	18	49.9	303,382	35,444	267,938		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	10	58.3	733,889	0	733,889	
	大 学 教 授	59	56.6	645,346	204	645,142	
	大 学 准 教 授	53	47.8	521,922	172	521,750	
	大 学 講 師	50	43.2	450,420	211	450,209	
	大 学 助 教	31	33.6	338,730	376	338,354	
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締 役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以 上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究 部(課)長及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 部 (課) 長	31	48.0	529,960	3,807	526,153	
	研 究 室 (係) 長	10	43.0	411,797	48,370	363,427	
	主 任 研 究 員	29	44.3	449,664	42,497	407,167	
	研 究 員	74	39.6	370,959	36,893	334,066	
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	-	

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				岡山県	大学卒	規模計	
		500人以上	39.0	(42.2)	(57.8)	(0.0)	61.0
		100人以上 500人未満	42.8	(21.3)	(78.7)	(0.0)	57.2
		100人未満	27.0	(10.0)	(90.0)	(0.0)	73.0
	高校卒	規模計	25.4	(44.2)	(55.8)	(0.0)	74.6
		500人以上	22.4	(52.7)	(47.3)	(0.0)	77.6
		100人以上 500人未満	32.4	(39.4)	(60.6)	(0.0)	67.6
		100人未満	13.5	(40.1)	(59.9)	(0.0)	86.5
全国	大学卒	規模計	50.8	(32.9)	(66.3)	(0.7)	49.2
		500人以上	88.7	(38.3)	(61.3)	(0.4)	11.3
		100人以上 500人未満	55.4	(32.8)	(66.5)	(0.8)	44.6
		100人未満	25.8	(24.7)	(74.2)	(1.2)	74.2
	高校卒	規模計	28.7	(38.6)	(61.1)	(0.4)	71.3
		500人以上	52.4	(44.5)	(54.8)	(0.8)	47.6
		100人以上 500人未満	30.3	(38.1)	(61.6)	(0.3)	69.7
		100人未満	15.1	(30.1)	(69.9)	(0.0)	84.9

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係員		35.0	8.6	0.0	56.4
	課長級		22.2	12.5	0.0	65.3
全国	係員		31.5	7.2	0.3	60.9
	課長級		26.9	7.3	0.3	65.5

注：1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計が100とならない場合がある。

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
岡山 県	係 員	93.9	92.4	25.5	5.4	61.6	1.4	6.1
	課 長 級	81.9	80.0	20.4	6.1	53.5	1.9	18.1
全 国	係 員	85.8	84.0	30.4	2.8	50.8	1.8	14.2
	課 長 級	78.6	76.2	26.3	2.6	47.3	2.4	21.4

注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合		
	岡 山 県	全 国	
家族手当制度がある	81.2%	75.3%	
配偶者に家族手当を支給する	72.4%	55.1%	
家族手当制度がない	18.8%	24.7%	
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,750円	13,499円
	配偶者と子1人	18,303円	20,210円
	配偶者と子2人	23,532円	26,483円

注：1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は、岡山県で89.1%、全国で73.3%である。

3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される（配偶者、父母等の支給月額については、行政職給料表7級以下の職員に支給される額）。

第20表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
	岡山県	53.2	(24.5)	
全国	53.0	(28.2)	(71.8)	47.0

注： () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

	検討している	検討していない
岡山県	19.6	80.4
全国	13.9	86.1

注： 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第21表 民間における特別給の支給状況

区 分		全 国		
		岡山県	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	334,048 円	392,113 円	287,920 円
	上 半 期 (A ₂)	334,402	393,496	289,276
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	731,372 円	841,319 円	515,786 円
	上 半 期 (B ₂)	740,141	892,197	532,823
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.19 月分	2.15 月分	1.79 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.21	2.27	1.84
	年 間 計	4.40月分	4.41月分	

注：1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.30月である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	50.5	49.6	42.8	57.2	43.1	56.9	
	500人以上	53.2	46.8	40.3	59.7	40.5	59.5	
	100人以上 500人未満	43.7	56.3	39.2	60.8	39.0	61.0	
	100人未満	61.8	38.2	56.6	43.4	58.3	41.7	
全 国	規 模 計	54.1	45.9	50.4	49.6	49.1	50.9	
	500人以上	53.7	46.3	45.3	54.7	44.0	56.0	
	100人以上 500人未満	52.6	47.4	49.1	50.9	48.0	52.0	
	100人未満	56.7	43.3	54.8	45.2	53.5	46.5	

注： 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
		岡 山 県	99.7	
全 国	99.1	80.7	18.4	0.9

注： 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分		項 目	給与減額あり		給与減額なし
				60歳で減額	
岡 山 県	課 長 級	65.0	27.3	35.0	
	非 管 理 職	60.0	23.8	40.0	
全 国	課 長 級	46.7	28.8	53.3	
	非 管 理 職	42.6	26.2	57.4	

- 注： 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生計費関係

令和4年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）等により、令和4年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,380 円	34,700 円	44,440 円	54,180 円	63,920 円
住居関係費	40,180	71,270	56,870	42,470	28,070
被服・履物費	5,310	3,660	5,730	7,800	9,870
雑費 I	23,430	38,520	55,390	72,260	89,110
雑費 II	13,870	25,640	30,480	35,300	40,140
計	110,170	173,790	192,910	212,010	231,110

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.469	0.600	0.732	0.863
住居関係費	1.332	1.063	0.794	0.525
被服・履物費	0.285	0.446	0.607	0.768
雑費 I	0.258	0.371	0.484	0.598
雑費 II	0.324	0.385	0.446	0.507

4 労働経済関係

第26表 労働経

項目		年月		令和	令和	令和3年	5月	6月			
				2年(度)	3年(度)	4月					
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	きま つて支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	293,250	298,239	300,317	294,857	297,175			
				△ 1.0	1.7	1.6	2.6	2.1			
			(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	271,497	274,444	275,920	272,097	274,365			
		〔調査 産業計〕	うち所 定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	0.1	1.1	1.1	1.4	0.8		
			うち所 定外給与	(円) ※年度平均	21,753	23,795	24,397	22,760	22,810		
			総実 労働時間数	(時間) ※年度平均	140.0	142.5	150.4	136.0	146.9		
	岡 山 県	〔調査 産業計〕	きま つて支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	269,358	265,321	265,841	264,233	264,607		
				1.7	△ 1.5	△ 2.3	△ 0.4	△ 1.2			
			うち所 定内給与	(円) ※年平均	249,742	244,770	244,587	244,065	245,219		
		うち所 定外給与	(円) ※年平均	19,616	20,551	21,254	20,168	19,388			
	総実 労働時間数	(時間) ※年平均	144.3	144.6	151.2	137.6	149.3				
	〔調査 産業計〕	うち所 定外労働時間数	(時間) ※年平均	10.8	11.3	12.1	11.0	10.6			
消 費 支 出	〔総務省 家計調査〕	全 国	全 世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	277,926	279,024	301,043	281,063	260,285		
				△ 5.3	0.4	12.4	11.5	△ 4.9			
		岡 山 市	勤 労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	305,811	309,469	338,638	317,681	281,173		
				△ 5.6	1.2	11.5	13.1	△ 5.8			
		全 世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	262,385	276,603	304,307	262,786	261,346			
		勤 労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	290,903	295,256	324,242	267,343	243,178			
				△ 8.5	1.5	19.7	2.4	△ 12.8			
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.2	0.1	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5			
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.0	0.0	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2			
		国内企業物価指数(日本銀行)	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 1.4	7.0	3.5	4.8	4.9			
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	0.0	△ 0.4	△ 0.3	0.2	0.0		
	完全失業率(総務省労働力調査)				(%) ※年度平均	2.9	2.8	2.8	2.9	2.9	
	有効求人倍率 (厚生労働省,岡山労働局)	全 国				(倍) ※年度平均	1.10	1.16	1.09	1.10	1.13
			岡 山 県				(倍) ※年度平均	1.47	1.41	1.42	1.44

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値(「再集計値」)である。
 2 「きまつて支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。
 3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。
 4 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は令和2年基準(ただし、令和2年(度)の前年度比(%)は平成27年基準)である。
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

济 指 標

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
297,740	295,048	296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194
1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2
274,013	271,923	273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201
0.7	0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9
23,727	23,125	22,728	23,446	24,148	24,849	24,198	24,363	25,036	26,040	23,993
146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6
11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7
263,513	263,264	264,957	268,180	265,838	267,801	267,153	265,913	272,178	272,492	270,071
△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4	△ 2.5	△ 0.6	△ 1.0	0.3	1.1	2.2	2.5	2.2
243,299	242,930	244,868	246,375	245,782	245,423	243,822	243,586	249,049	249,458	248,038
20,214	20,334	20,089	21,805	20,056	22,378	23,331	22,327	23,129	23,034	22,033
146.7	138.4	144.5	147.1	148.9	147.4	138.3	137.7	147.5	148.4	139.5
10.8	10.4	10.9	11.7	11.6	12.1	11.2	11.3	12.1	11.8	11.6
267,710	266,638	265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510	287,687
0.3	△ 3.5	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	2.4
302,774	294,112	295,779	312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126	314,979
4.9	△ 3.4	△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9
254,544	237,071	232,414	282,297	290,035	300,894	309,321	227,605	269,595	309,041	351,611
△ 0.7	△ 5.7	△ 16.4	10.2	14.9	5.0	4.2	△ 22.6	△ 10.9	1.6	33.8
272,480	262,136	249,288	302,562	310,158	310,645	363,691	253,308	283,478	351,788	391,483
△ 4.9	△ 8.3	△ 19.8	5.9	9.7	△ 1.1	15.3	△ 26.4	△ 17.0	8.5	46.4
△ 0.3	△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5
△ 0.2	△ 0.1	0.1	0.1	0.5	0.4	0.1	0.3	0.4	1.6	2.0
5.6	5.6	6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	9.9	9.3
△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9
2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6
1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24
1.45	1.41	1.41	1.37	1.39	1.39	1.43	1.46	1.46	1.51	1.54

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月6日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272